

総務市民常任委員会会議録

〔令和6年9月定例会〕

9月9日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年9月9日(月)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	認定第2号	令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	3
	議案第49号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	国保年金課	14
	議案第45号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	国保年金課	16
	認定第6号	令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	22
	議案第52号	令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	国保年金課	27
	認定第3号	令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	人権政策・男女共同参画課	30
	認定第8号	令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管財課	34
	認定第9号	令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管財課	36
	認定第10号	令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管財課	39
	所管事務調査	現在の消防団員数と目標値に向けての計画と増員方法について	危機管理課	44
	所管事務報告	つくしちゃんリニューアルについて	秘書広報課	54
	所管事務調査	泉佐野市との特産品相互取扱協定について	企画政策課	59
	所管事務報告	コミュニティセンター整備スケジュールについて	コミュニティ推進課	65
	-	総務市民委員会の行政視察について	—	77

令和6年第4回（9月）筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和6年9月9日（月）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員	西村和子	議員	古賀新悟
議員	檜木孝一	議員	吉村陽一
議員	春口茜	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	横尾秋洋
議員	辻本美恵子	議員	城健二

○出席説明員（18名）

企画政策部長	宗貞繁昭	秘書広報課長	亀井美和
広報広聴担当係長	木村翔	企画政策課長	中尾泰明
企画政策担当係長	齊田誠	総務部長	嵯峨栄二
危機管理課長	中村昭治	危機管理担当係長	永田新太郎
管財課長	永利俊美	管財担当係長	橋本泰晴
人権政策・男女共同参画課長	谷典士	人権・同和政策担当係長	田川誠
市民生活部長	杉村真子	国保年金課長	坂田浩章
国保担当係長	宮下無双	医療年金担当係長	藤本光信
コミュニティ推進課長	吉田浩隆	コミュニティ推進担当係長	梅本裕貴

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金 達
主事 井形 光介

課長 高木 美智子

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので総務市民常任委員会を開会いたします。

傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に10名の議員が傍聴に出席していますので報告をしておきます。

皆様に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、私、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件、行政視察事前研修についてなどを予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、議題に入ります前に杉村部長がお見えですので御挨拶をいただき、併せて出席員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部の杉村です。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に、国保年金課所管の認定第2号、議案第49号、45号、認定第6号、議案第52号の5件でございます。午後からコミュニティ推進課が所管事務報告をさせていただきます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、国保年金課の職員が自己紹介をいたします。

○国保年金課長（坂田浩章君） 国保年金課長の坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願い致します。

○委員長（八尋一男君） それでは、認定第2号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） それでは、認定第2号、令和5年度筑紫野市国民健康保

険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件について御説明をさせていただきます。

資料でございますが、ただいま通知をさせていただいております令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計決算関係概要説明資料の2ページ、国保財政の基本的枠組みを御覧ください。フローになっている図になります。

なお、紙ベースでも配付させていただいておりますが、ページ数につきましては同一のページ数とさせていただいておりますので、併せて御参照ください。

それでは、説明に移らせていただきます。

国民健康保険でございますが、市町村と県がともに保険者として役割を持ち、共同して実施をさせていただいております。図の中段にお示ししております筑紫野市国民健康保険事業特別会計と上段の福岡県国民健康保険特別会計が連動し、運営をしております。

この表中の矢印はお金の流れを表しておりますが、矢印の中に番号を振っております。この番号は、隣の3ページの円グラフ中の番号に対応しておりますので、併せて御参照ください。

右のページの円グラフに参ります。

令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計決算の上段、歳入の円グラフになります。歳入総額は100億7,780万8,000円です。歳入の主な項目ですが、①国民健康保険税19億3,372万8,000円は、筑紫野市の国保加入者、すなわち国民健康保険被保険者が筑紫野市に納付するものです。

②県支出金70億9,479万5,000円は、筑紫野市が医療機関に支払う医療費の7割もしくは8割相当分の費用として、福岡県から筑紫野市に交付されるものです。

③繰入金9億1,806万6,000円は、国保事業運営上、やむを得ず市が負担する費用でございます。筑紫野市一般会計から筑紫野市国民健康保険事業特別会計に繰入れをするものです。

下段の歳出の円グラフを御覧ください。

歳出総額は99億9,955万8,000円です。主な項目ですが、④保険給付費69億2,199万3,000円は、国保加入者が医療機関で受診した際、3割もしくは2割の自己負担金を支払いますが、残りの7割もしくは8割について筑紫野市が医療機関に支払うものです。このほか、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費等を含みます。

⑤国民健康保険事業納付金27億8,849万4,000円は、福岡県国保特別会計のうち、国・県の公費で賄われない部分を市町村が負担するもので、市町村ごとの医療費の状況、被保険

者の所得水準等に基づき決定されております。歳入歳出差引額7,825万円は、令和6年度への繰越額となります。

次のページに参ります。4ページから5ページにかけては、歳入歳出の明細と前年度との比較です。左側の4ページを御覧ください。

一番下の欄になります。歳入総額は令和4年度と比較して2億1,444万9,537円の増加、次の隣の5ページ、歳出総額になりますが、令和4年度と比較しまして2億2,285万6,928円増加をいたしました。詳しくは後ほど決算書にて御説明をいたします。

以上が令和5年度決算の状況です。

次に、事業の概要について御説明いたします。めくっていただきまして、6ページ左側を御覧ください。

国民健康保険の加入状況でございますが、令和5年度の年間平均の被保険者数は1万8,685人で、前年度比で4.9%減少しました。世帯数は1万2,405世帯で、こちらも前年度比で3.2%減少しました。被保険者数については、制度上、75歳に到達すると後期高齢者医療に加入することで国保から脱退いたします。高齢化の進展により、今後も減少が見込まれております。

下段の被保険者の年齢構成についてですが、令和5年度は65歳未満が52.7%、65歳から69歳が18.5%、70歳から74歳が28.8%となっております。75歳になりますと後期高齢者医療に移行いたしますので、国保加入者は74歳までとなります。先ほど述べましたとおり、高齢化の進展に伴いまして、70歳から74歳の占める割合の増加が見込まれているところでございます。

7ページを御覧ください。右のページになります。

保険給付費の推移でございます。件数、金額については表中のとおりです。保険給付費全体としては、前年度比で0.8%増加をいたしました。

下段の表ですが、被保険者数は減少しているものの、1人当たり保険給付費は増加傾向にあり、先ほどの保険給付費増加の要因となっております。今後もこの状況は続くものと考えておりまして、国保事業特別会計における財政運営上の一番の課題と捉えているところでございます。

めくっていただきまして、8ページを御覧ください。

左側、医療費適正化の取組状況になります。診療報酬明細書点検は、業務委託をいたしました専門業者が診療報酬明細書、いわゆるレセプトを使って過剰診療や不適切な薬剤投

与についてチェックするもので、令和5年度の点検効果額は740万9,923円です。

後発医薬品の利用促進については、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に効果が高いと見込まれる人へ文書による通知啓発を行いました。令和5年度のジェネリック医薬品普及率は84.2%となっております。

第三者行為求償は、交通事故やけんかなど第三者である加害者がいるケースについて、本来ならば原因をつくった加害者が支払うべきものであるため、市が立て替えて支払った医療費について加害者に対して請求を行うものです。令和5年度の件数は23件、求償額は1,584万5,566円です。

はり・きゅう費助成事業は、被保険者の健康保持増進を目的に助成を行い、令和5年度の助成件数は3,811件、助成額は292万5,470円です。

健康づくりポイント事業は、市民の主体的な健康づくりを促進するため、一定のポイントを獲得した人に対して報奨を設ける事業を行っております。令和5年度の応募者は715人となっております。

重複・頻回受診者への訪問健康相談については、重複受診、いわゆる同一の疾病を理由に同月内に複数の医療機関を受診したケース、それから頻回受診、同月内に同じ医療機関を一定回数以上受診したケース、また、重複・多剤投薬されている人などを訪問し、適切な医療の利用が可能となるよう指導をいたします。令和5年度の相談回数は46回となっております。

特定健診につきましては集団健診と個別健診の2種類を実施しておりまして、女性優先の日や託児の機会を設け、会場をカミーマリヤだけでなく、コミュニティセンターや学校に広げ、令和5年度の健診受診率は、暫定値でございますが35.4%となっております。今後さらに受診者が増加するよう、医療機関における個別健診についても周知徹底いたします。

特定保健指導につきましては、令和5年度の実施率は暫定値で25.3%ですが、これは暫定値でございますので、最終的には令和4年度と同程度の結果になるのではないかと考えられます。自分自身の健康状態を知る機会としていただき、健康づくりに努めていただけるよう、働きかけを今後も行ってまいります。

9ページを御覧ください。

国民健康保険税の収納率の推移となっております。調定額、収納額ともに被保険者の減少によりまして減額となっております。収納率につきましては、現年分は前年度から若干の低下、滞納繰越分は前年度から若干の上昇、合計額においては年々向上しておりまして、

令和5年度の収納率は前年度より1.15%増の81.6%となっております。

収納率向上の取組は、収納課と連携して実施しておりまして、滞納者に対しては文書や電話による督促、催告を行うとともに、ファイナンシャルプランナーによる納税相談の機会を設けるなどしております。

また、令和6年度から保護課が中心となり実施する生活困窮者自立支援制度において、相談員を常駐とし、自立支援事業、家計改善支援、就労支援を行い、納付困難な状況にある市民に対する支援の充実を図っております。その上で、支払い能力があるにもかかわらず納付に誠意のない加入者の方に対しましては、財産の調査や差押えなど滞納処分を実施しているところでございます。

また、財産調査の結果、支払い能力がないと判断される場合は、やむを得ず不納欠損処理を行いました。令和5年度における不納欠損は237件、6,091万550円です。237件の内訳としましては、海外転出など所在不明により5年の時効を迎えた者が86人、滞納処分する財産等がない困窮者など執行停止処分後3年経過した者が148人、同じく執行停止したもののうち滞納者の死亡、財産もなく相続人もいないため徴収不能と判断し、3年を待たず即時に処理したものが3件となっております。

10ページを御覧ください。

国民健康保険税軽減世帯の推移です。国保加入世帯に占める軽減世帯の割合は57.2%で、過去5年間、おおむね57%台で推移をしております。

下の表は、収監、生活保護開始、病気などにより所得が著しく減少したことを理由に、筑紫野市国民健康保険税条例に基づき実施する国保税減免の件数と金額です。令和元年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少した世帯を対象とした減免が実施されましたが、令和4年度をもって終了となり、令和5年度は48件、120万5,900円を減免いたしました。

それでは、決算書に移ります。しばらくお待ちください。今、ページ数の通知を送っております。

決算書の434ページ、紙ベースでは424ページになります。お開きをお願いいたします。よろしいでしょうか。令和5年度筑紫野市歳入歳出決算書の434ページになります。

歳入合計100億7,780万7,774円に対しまして、歳出合計額99億9,955万8,008円で、歳入歳出差引残額7,824万9,766円となっております。

歳入から御説明をいたします。

めくっていただきまして、436ページから437ページになります。事項別明細書は左右にわたって見開きとなっておりますので横置きで御覧ください。紙ベースでは426から427ページになります。左側に項等の説明がありまして、右側が金額の説明となっておりますかと思えます。

1款1項の国民健康保険税収入済額でございますが、19億3,378万8,354円です。保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計です。1目の一般被保険者国民健康保険税ですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせました収入済額は19億3,321万579円です。

なお、2目の退職被保険者等国民健康保険税と合わせた金額から6,091万550円を不納欠損として処理をさせていただいております。

次のページ、438から439ページ、紙ベースでは428から429ページになります。

こちら2款でございます。使用料及び手数料です。これは督促事務に対する手数料となっております。

3款の県負担金の収入済額は70億9,479万5,000円です。1項1目1節の保険給付費等交付金、普通交付金分の収入済額は69億4,335万3,000円です。これは、医療機関に支払う保険給付費の7割から8割分、さらには高額療養費などに必要な財源を福岡県の国保特別会計から交付されるものです。同じく2節の特別交付金は、普通交付金以外の分になります。市町村の財政状況や人口規模等の特別な事情に応じて交付されるものでございます。

めくっていただきまして、440から441ページ、紙ベースで430から431ページに移ります。

5款繰入金の収入済額は9億1,806万6,246円です。内訳は、1項1目1節の保険基盤安定繰入金、2節の職員給与費等繰入金、3節の出産育児一時金繰入金、4節の財政安定化支援事業繰入金、5節の未就学児均等割軽減分繰入金、6節の産前産後保険軽減繰入金、以上は法定内繰入れでございまして、被保険者の負担軽減及び国の制度上、一般財源化されたもので、国保事業運営上、やむを得ない費用について計上したものととなります。

7節の一般会計繰入金は法定外繰入金と呼ばれておりますが、重度障害者医療など、地方単独の医療費補助制度実施に伴う医療費増大分に関するもの、それから、はり・きゅう助成等の保健事業に関するものなど、市の施策実施に要する経費となっております。令和5年度は赤字補填を目的とする法定外繰入れは生じておりません。

その下、6款の繰越金は前年度からの繰越金で8,665万7,157円です。

その下、7款の諸収入の収入済額が4,326万9,601円。次のページを御覧ください。442

から443ページ、紙ベースで432から433ページになります。諸収入のうち主な収入は、1項延滞金9,092万330円、3項雑入3,417万7,271円です。

次のページに参ります。

8款国庫支出金が37万4,000円となっております。

このページの左側の一番下、歳入合計額の欄がございますが、100億7,780万7,774円となっているところです。

めくっていただきまして、続いて歳出について御説明をいたします。ページ数が446から447ページ、紙ベースで436から437ページとなります。

1款総務費、支出済額が1億5,929万2,219円で、1項総務管理費が1億5,066万1,167円です。主な支出は、1目一般管理費においては、国保年金課の国保担当職員の給与やコンピューターシステム改修費を含む事務費、また、次のページになりますが、2目の連合会負担金につきましては、福岡県国民健康保険団体連合会の負担金となっております。3目の医療費適正化特別対策事業費は、医療費通知など郵便料やレセプト点検業務委託料、ジェネリック医療品切替え通知の費用、電算共同処理等の各種負担金などに充てております。

次のページ、450から451ページ、紙ベースで440から441ページになります。

2項の徴税费でございますが、841万391円です。納税通知書の印刷製本、郵便料、会計年度任用職員の報酬、パンフレット等の作成費用となっております。

次のページ、452から453ページ、紙ベースで442から443ページ、3項運営協議会費でございますが、筑紫野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員への報酬及び費用弁償となっております。

その下、2款の保険給付費の支出済額は69億2,199万2,697円です。これは医療機関に支払う費用となります。

主な支出につきましては、1項の療養諸費59億7,501万6,646円。それから次のページ、454から455ページ、2項の高額療養費9億1,885万1,931円。さらに次のページに参ります。3項出産育児諸費2,436万3,442円。さらに次のページ、458ページから459ページ、紙ベースで448から449ページになりますが、こちらの4項の葬祭諸費372万円。その下の6項傷病手当金は4万678円。以上で、それぞれ給付をしております。

次に、このページの一番下になりますが、3款の国民健康保険事業費納付金27億8,849万4,119円です。この納付金は、次のページの1項の医療給付費分、2項の後期高齢者支援金等分、それからさらに次のページの3項の介護納付金分に分かれております。

460から461ページの下、5款の保健事業費でございますが、6,126万8,753円です。

主な支出につきましては次のページになります。464から465ページ、紙ベースで454から455ページですが、1項の特定健康診査等事業費、いわゆる特定健診や特定保健指導に係る事業費です。また、次のページの2項の保健事業費は、国保加入者の方に健康保持のために国保加入者の各種健康づくり事業や筑紫地区の鍼灸院ではり・きゅうの施術を受けた方に対する一部助成費用に充てられております。

次に、468から469ページ、紙ベースで458から459ページになります。

8款の諸支出費でございますが、6,850万9,946円です。主な支出は、1項5目保険給付費等交付金償還金の6,160万7,999円です。これは、多く交付された県支出金を県へ返還するために支出したものです。

次のページ、9款に予備費がございますが、こちらの支出はございません。

以上、歳出合計額が99億9,955万8,008円となりました。

以上で、令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 国保財政の基本的枠組みの中に今までにここまで書いてあったかなと思って、私が気がつかなかったのが悪いのか、一番最後の赤で枠組みしてありますよね、「赤字補填目的の繰入は」とか。これは前からありましたかね。そして、「国保加入者ではない市民の税金を国保運営に使用している状況であり、解決すべき課題」と。市民の税金というのは通常の税金は目的使用じゃないですよ。都市計画税であるとか、温泉とか、そういう目的のあるのは別に使えないけど、税金については目的使用じゃないから、こういう解決すべき課題という文、それから上のほうの赤字補填目的、本当に市として国保財政をどうしようとしているのか。

こういうものは今、年齢的に75歳からは老齢のほうに移る。じゃあ今までは60歳ぐらいか60ちょっと過ぎぐらいから国保に加入されている分がずっと働かれて70歳とかになってくるから、今どんどんどんどん少なくなったと。今日の資料では2割ですが、本当に今までずっと赤字補填も含めてしてきた分について、市としての方針が、解決すべき課題ということとは全部やめなさいという考え方になっているというふうに。これは市の方針ですか

ね、こういう書き方をしているのは。部長とか課長の判断ではこういうことは決められないという大きな方針ですから、基本的な考え方はどんなふうですかね。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） ただいま御指摘いただいた件でございますが、まず第1点目、国保財政の基本的枠組みのフロー図でございますけれども、今までの決算認定の報告の中では口頭で御説明をさせていただいた経緯はありますけれども、このフローの中に組み入れているのは昨年度からこういった形でさせていただいているということでございます。

それから、ここにテキストで書いております、国保加入者ではない市民の税金を国保運営に使用しなければならない云々という部分でございますけれども、これは基本的に仰せのとおり、市税でございますので目的税ではないわけですがけれども、考え方としまして国保については国保被保険者から保険税として徴収をしている。ただ、ほかの一般の税金につきましては、社会保険をはじめとしまして、ほかの加入者の方の保険税はそれぞれの制度に基づいて費用負担をされてあるわけでございます、そこも含めた形でこちらの国保特会の赤字補填に組み入れるという現象をこのようにちょっと書かせていただいているところでございます。

方針という話が出ておりましたけれども、基本的に国民健康保険制度につきましては先々の県下の統一の動きというのも来年度以降、数字で多分出てくる、加速化してくると思いますし、あとは全体の説明の中でも触れさせていただきましたけれども、被保険者が減ってきている中で1人当たりの医療費は増大してきておるといった状況がございまして、非常に苦しい財政運営の課題もございますので、そういった部分を含めましてですね。

この赤字補填につきましては令和4年度から解消をさせていただいていると思います。今年度は赤字補填は繰入れしておりませんということで御説明をさせていただいたところですが、赤字補填をしなくて済んだ主な理由としましては、保険税を県が示してお

ります標準税率に基づいて算定させていただいた、御協力をいただいた結果ということでございます。今後の県内の料金統一化の動きも踏まえまして、基本的には赤字補填についてはしていかないという方向で予算編成を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） ということは、今から先はそういう形で、特別会計じゃなくて市としての方針と捉えておっていいんですかね。赤字補填の一番極端な例は農集排なんですよ。農集排なんていうのは、それこそ農集排の範囲はちょっとしかないですよ。そこで赤字繰入金って毎年大きいでしょう、物すごい金額ですよ。受益者は田舎のほうの人たちだけ。それもそういうふうな形にするわけ。あなたにそういうことを求めることはできませんよ、返事できないから。

だから、そういう形で全部していくのか、市の方針なのか。特会の分については受益者で全部しなさい、今から先、県統一になるから負担の利率も上がります、じゃあ県に合わせていきます、じゃあそれに対して一部市としては何らか考えるのか。今の課長の答弁では、県統一になって利率が上がっていきますよという言い方ですから、当然ながら負担も上がるという表現の仕方でしょうが、じゃあ市としてそれをずっとしていくのか。

そういうものを含めて基本的な考え方が私にはちょっと理解できない部分もございます。いろいろありましようが、今後はやっぱり職場の中でも市として全体的に検討をしていたきたいという私の意見として捉えていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） そのような形で捉まえてください。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○委員（上村和男君） 今、話になっているようなのは筑紫野市の中で検討する余地があるんですか。あるならちゃんとしてもらいたいとは思いますが。県に移管していくのでその余地もなく進むと認識していますので、あなたたち大丈夫ですかと聞きたくなるんですが、どっちなんですかと。検討する余地があるならちゃんとしてくださいよ。うなずいていたからやるのかなと思ったんですけど、あなたたちにそういうあれがあるのかと。ないでしょうという。ないように漏れ聞いているんですが、あるならあるで、ないならないで。うなずいてちゃんと検討しますみたいないい加減なことは言わないほうがいいですよ。その結果どうなったんですかと次は聞かれますから。裁量権があるとすればどうということであって、県との協議の中でどうなっていくよりますという話ならいいですけど。

ペナルティまで課せられるようなことがあるかもしれないと聞いていますので。国民健康保険の一般会計からの繰入れのところはとても難しいですよ。高原さんが言われるように。ほかのことも含めて考えて、どうするのかというのは、これは別で議論しておいてもらってもいいですけども。受益者負担という考え方だけでそうなるかというね。農排水なんかは受益者負担というだけじゃないですから、環境整備ですからね。

うなずいたから、権限があるのかないのかだけ教えてください。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 委員の御指摘のとおりでございますけれども、基本的に県下の保険料統一の動きの中で、まず赤字補填の解消というのが求められております。赤字補填の解消がならなかった場合につきましては、ちょっとざっくりとした話になりますけれども国から県に対する交付金が減ってくるということになりまして、それは結局、県下60団体でそれぞれ案分して負担しなければならない部分に響いてくるということもありますので、私どもとしましては基本的な赤字補填を解消して、統一化の流れに乗って進めさせていただきたいと考えております。

あとはその年度、その年度の決算報告の中身の中で、私どもの努力しなければならない部分としまして医療費適正化の取組でありますとか、そういったところを継続して取り組んで進めていくと。その年度その年度で状況の報告をさせていただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようですので質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第2号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第2号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 続きまして、議案第49号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明をさせていただきます。

資料についてでございますが、令和6年度筑紫野市特別会計補正予算の3ページから13ページ、紙ベースでは1ページから11ページとなります。内容につきましては、提案内容補足説明書によりまして説明をさせていただきますので、該当ページを発信いたします。よろしいでしょうか。見開きの右側の提案内容補足説明書になります。17ページでございます。紙ベースは9ページとなっております。

内容でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,966万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億3,272万2,000円とするものでございます。

歳出予算補正の主な内容でございますが、1款1項1目医療費適正化特別対策事業費を82万4,000円、5款1項1目特定健康診査事業費を24万2,000円補正増いたします。内容は、郵便料金の改定に伴い想定される郵便料負担分となっております。

また、歳入超過分の収支調整のため、9款1項1目の予備費を7,824万9,000円補正増いたします。

続きまして、歳入予算補正の内容となります。

3款1項1目保険給付費等交付金の特別交付金を29万7,000円、5款1項1目一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を111万6,000円補正増いたします。内容は、いずれも郵便料金改定に伴う歳入見込み分となります。

また、6款1項1目繰越金につきまして7,824万9,000円補正増いたします。この内容につきましては、先ほど令和5年度事業決算において、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額を令和6年度において繰越金として計上させていただくためのものでございます。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。一般会計の補正予算のときに聞けばよかったのかなとも思ったんですけど、今回、補正予算の内容が郵便料の増額で、今デジタル化とかずっと進んでいますけど、やっぱり市民の方に出す郵便というのは、あくまでも郵便で送るとか、今後送らなくなるような動きとか、そういうのは何かあるんですか。ここに聞いたらあれかもしれんけど。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 今の御質問の内容ですけれども、基本的にきちんと周知するというのが一番の目的でございますので、そういった意味では今のところ早急に電子化する部分というのはあまり想定はしていないところでございます。

ちょっと余談にはなりますけれども、今年度の7月頃に国民健康保険の被保険者証を一斉発送させていただいております、これまでは配達記録でお送りさせていただいてたんですね。必ず受け取りをしていただくということで。ただ、全国的に見まして、やっぱり郵便料が配達記録だと相当な金額がかかってくるということと、あとは今後のマイナンバー保険証化していくことも見据えまして、今年度につきましては普通郵便でお送りをさせていただきます。

実際のところ、郵便方法が変わっただけでもかなり多くの問合せをいただいているところでございますので、郵便には乗っけても手法を変えるだけでいろんなリアクションがございまして、こういったものについては基本的には前例踏襲でやっぱりいかせていただかざるを得ないところかなという認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第49号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第49号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

ての件を原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

職員入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第45号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第45号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について御説明させていただきます。

議案書では47から48ページ、紙ベースで28から29ページ、提案内容補足説明書9ページから10ページ、紙ベースで3ページから4ページとなっております。ただいまから資料のページを送信させていただきます。タップをお願いいたします。よろしいでしょうか。提案内容補足説明書によりまして御説明をさせていただきます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和6年12月2日以降、後期高齢者医療に関する被保険者証の新規発行がされなくなることから、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法における規定に基づき関係市議会の議決を求めるものでございます。

1ページめくっていただきまして、10ページになります。紙ベースで4ページです。

こちらの新旧対照表を御覧ください。広域連合規約の別表第1におきまして、関係市町村において行う事務としまして、被保険者証及び資格証明書の引渡し、被保険者証及び資格証明書の返還の受付が規定されておりますが、12月2日以降、当該証書等の取扱いが廃止されることから、当該文言について資格確認書等の引渡し、資格確認書等の返還の受付

に変更をするものです。

ここでいう資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない方々へ従来の被保険者証に代わるものとして発行する証書を指しております。

なお、本件は保険者である福岡県後期高齢者医療広域連合の規約改正であることから、地方自治法に定められた手続に基づき、構成団体である福岡県下60団体において同様の議決を行い、広域連合が議決証明書を取りまとめた上で、福岡県知事へ規約改正の届出を行うこととなっております。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はいませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） マイナンバーカードを持たないんですが、私はどうなるんでしょうか。医療機関に行って「マイナンバーカードを出してください」と言われて「ないです」と言うと、「え」とか言いながら対応できていないところもあるでしょう。そういう体制はどんなふうになってるかとか、持っていない市民の人にどう説明するのか。これはあなたたちの行政の都合でこげんしようとやろうが。私たちにとって何ものなろうもん、これは。マイナンバーカードば作れって脅迫しようとするか。聞こえないでもないんですよ、これ。どう説明するかちょっと話してみてくださいませんか。私は脅迫されたとは思いませんよ。そんなに気は弱くないので大丈夫ですから。どう説明するのか。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 今、御指摘いただきましたいわゆる保険者証の廃止に伴う、マイナ保険証と呼んでおりますけれども、ひもづけの手続云々が今後あります。基本的に市としましては、手続的には任意の手続になっております。そもそもマイナンバーカードの取得も任意でございますし、それを保険証としてマイナ保険証化する、ひもづけ作業をする、そこも任意となっておりますので、私どもとしましては国の流れに沿った形の動きではございますけれども、正しい情報を分かりやすくお伝えするというところでございまして、広報紙ですとかSNS等の媒体を活用しましてその辺の周知を図っていきたくと考えているところでございます。

具体的に今マイナ保険証を持っていない方につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、今年度最後の保険証の送付というのを一斉発送させていただいてお

ります。これが1年間でございまして、8月から有効の分で7月末までということになっておりますので、基本的に異動がなければ7月末まではその保険証をお使いいただけるということになります。ですので、その期限が切れるタイミングで、規約の中にうたっております保険証の代わりとなる資格確認証を該当者の方については一斉発送させていただき、その動きも併せて周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私は上村さんとちょっと意見が違いますが、私はもうマイナンバーカード、それから保険証の分をとということで。国の全体の流れ、多くの国民の方が保険証はそういうふうになっておりますが、実際的に医療機関、薬局、その中で非常に。私が行った薬局でも窓口で聞くんですよ。やっぱり戸惑いというか、周知が非常に行っていない。だから、市民向けにされている分と併せて医師会、薬剤師会とかにも説明が。

みんな、それ取ってあるんですよ。ポイントがもらえるからということで、子どもさんが年寄りの人を連れてきて、みんな作ってありますよね。そのポイントは誰が使ったか分かりませんが、そういうものを含めて、やっぱり年寄りの人たちが窓口で、ナンバーを入れてください、顔認証ですよとか言って、非常に窓口で困ってあると。その窓口の担当の方にいつもどんなふうですかと聞くんですけど。

やっぱりそういう周知も含めて徹底して、皆さんが困られないようにしていただけたらと思っております。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 御指摘ありがとうございます。先ほどの上村委員の御質問の後半の部分をちょっと私は答えていなかったと思います。現場の対応ですね。

医療機関におきましてもマイナ保険証を、基本的には読み取り機械を備え付けておりますので、その活用をお願いしているところではございますけれども、そこはやっぱり医療機関、大きな大病院もあれば小さなクリニック系のところもあるわけでございまして、私も個人的に定期薬をもらいに行ったりするんですけども、行くと窓口で保険証を出してくれと、私が行っているところはそう言われています。なので、マイナンバーカードを出して自分で認証をしているんですけども、なかなか分かりづらいと思います。使い方も含めてですね。ですので、医療現場の協力というのは不可欠だろうと思います。

実際に読み取り機械に入れて、次のプロセスはどうするのか。同意文が出てきます。同

意ボタンを押します。そうするとまた新たな同意文が出てきます。また同意ボタンを押しますということで、私は2回連続でぱっぱと押しましたが、お年寄りの方とかは何かやっぱり文章が大量に出てきますと大変不安になられると思うんですね。ですので、そういったところも、やっぱり窓口での啓発というのも大事だと思いますし、私どもも広域連合から出てくる文書につきまして、私どもは私どもでパンフレットを一緒に同封させていただいてお送りをさせていただくような取組も進めておりますので、今後も被保険者の方が迷われないような方策でその辺の周知を図っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。1個確認なんですけど、12月2日以降に75歳になった人というのは、そのまま。マイナンバーカードを持ってない人で、12月2日以降に75歳になったときは、その場で手続を市役所でできるということで、今までどおりでいいんですかね。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） そこは75歳到達で保険者が変わりますので、広域連合から被保険者証じゃなくて今度は資格確認証を自動的にお送りする形になります。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はありますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） ちょっとここで聞いていいかどうか分からないんですけど、私は4か所、毎月通院しているんですが、その医師の方から聞かれたのが、全部こういうカードでやるんですけど、停電になったらどうするのと聞かれたんですよ。うちは全部システム化してるので、どうやって対応すればいいのと言われて、ちょっと分かりませんと答えたんですけども。

そういうふうな医師会の通知ですね。こういった場合はこうしてという周知はされてあるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 医師会のほうに市から直接そういった通知というのは出しておりません。ただ、国の方針では、マイナ保険証をお持ちであっても実際にここに至るまでにマイナ保険証の読み取りエラーでありますとか、そういった問題がしばらく続いていた状況もあります。恐らくそこも踏まえてだと思っておりますが、マイナ保険証のひもつ

け登録を済まされていない方につきましては、先ほど御説明しました資格確認証をお送りします。マイナ保険証登録済みの方はどうしますかと。ここにつきましてはあくまで今のところの作業フローと申しまししょうか、国の方針ですけれども、資格に関するお知らせという文書をご方々にはお送りするよというの今の方針になっております。

ですので、ちょっと煩雑にはなるかと思いますが、マイナ保険証をお持ちの方はその文書を一緒に携行していただく。マイナ保険証が電子的に読み取れなかった場合はその通知文書を医療機関窓口にお見せくださいというのが国の方針ということになっておりますので、今のところ各自治体はその方向で作業を進めているという状況でございます。分かりますでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 私が聞いたのは病院側の対応ですね。停電になったときに患者さんが来たらどうやって病院側として、窓口としてはどういった対応をすればいいんですかと。うちは全部システム化してるので、マイナカードの機械が使えなかったらどうしようもないんですけどという質問があったので、ちょっと今回この場で聞きます。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） すいません、ちょっと説明の仕方が悪かったかもしれません。

いわゆるマイナカードを持ってるんだけども使えないという状況ですので、その代わりに先ほど御説明した資格に関するお知らせの文書を医療機関に見せていただくということです。その方が後期高齢の被保険者なんですよというあかしになる公文書なんです。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） そしたら、それを常に持つとかないかん。それと一緒に。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 使用方法としてはそうなります。ただ、そこはなかなかA4の文書を……。国の指示としてはそうなるんです。ただ現実的には、例えば雨で濡らして破れたとか、いろんな問題が出てこようと思うんですよ。普通の保険証のように携行するわけにはいきませんので。ですから、そこは私どもとしては被保険者の方が困らないような方策を検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今のを聞いてというか、その前の分もなんですけど、例えばマイナンバーカードを持っているから来年7月までは今の被保険者証が使えるとさっきおっしゃったけど、資格確認証を今度送りますでしょう、そしたら、来年になったときに、マイナンバーカードを持っていても、対象が高齢者の方ですから、持っていても例えばマイナンバーカードがどこに行ったか分からなくなったら。来年7月以降、マイナカードを持っている人には資格確認証は送ってこないんでしょう。そしたら、もしマイナンバーカードがなくなったがために病院に行けないとかなったときの対応とかは今、何か国からあつてゐるんですか。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） マイナンバーカードに保険証の登録をお済みの方につきましては、原則、今お話ししたA4の資格関係のお知らせを送る。マイナ登録をされていない方につきましては、保険証に代わるものとして資格確認証を発送するというのが基本的な考え方です。

ただ、私どもとしては、繰り返しになりますが、特に後期高齢の方はやっぱり、それこそ保険証の発送方法を変えただけでも非常に混乱するような部分がありましたので、そこについては基本的に、国のスタンスはありますけれども、私どもとしては被保険者の方が混乱しないような方策を。資格確認証をどこまでの範疇で発送するのかとかですね。ちょっと例ですけれども、マイナ保険証をひもつけされてあっても申請をされれば任意で資格確認証の発送もできます。そういう方策もありますから、そういう部分のお知らせも含めて分かりやすく周知をさせていただきたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） 私からですけど、いろいろされても結果的に被保険者、患者が使えない状態が発生すると思うんですね。そのときに緊急電話番号とか、ここにかけただけでこの問題は解決しますとかいうような緊急の電話番号でも設けておかないと、結果的に患者がそこでトラブルの原因になるんじゃないかということもあるので、そういうのも検討の余地としてはあるんじゃないかなと思います。これは意見として言っておきますので、お含みおきください。

上村委員。

○委員（上村和男君） 何言っちゃこれはやるんでしょうから、やる限りは、少なくとも被保険者あるいは市民の方の利益を第一に、この人たちが戸惑ったり困ったりしないような協議を進めていただきたい。少なくとも市民の代表として、その協議に加わる人は

そのことを胸にきちんとやっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

○委員長（八尋一男君） 意見でよろしいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（八尋一男君） 質問は出たようですので、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第45号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第45号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

1時間を経過しましたので、ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は、11時10分から行います。しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、認定第6号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） それでは、認定第6号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件の説明をさせていただきます。

まず、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計決算関係概要説明資料により御説明をさせていただきます。ページ数を通知させていただきますので、タップをお願いい

たします。資料の2ページになります。国保と同じく、この資料につきましては紙ベースも同じページ数を振っておりますのでよろしくお願いいたします。

後期高齢者医療制度の仕組みを御覧ください。フロー図になっております。後期高齢者医療制度につきましては、老人保健制度が形を変え、平成20年度から始まった高齢者の医療制度となっております。

被保険者は75歳以上の方、65歳から75歳未満で認定を受けた障がい者の方々となります。75歳に到達しますと、手続なく加入となります。

フロー図の一番下、運営主体、すなわち保険者は、各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合となり、全市町村が加入をしております。広域連合は、主に保険料の決定、被保険者の資格管理、医療を受けた際の給付などを行っております。

市の主な役割は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請や届出の受付等となります。市では、特別会計より予算計上を行い、被保険者からの保険料③と市の一般会計からの繰入金②を原資としまして、広域連合運営のための納付金①を支出しております。被保険者が医療を受けた際の医療給付費④は、広域連合から直接医療機関へ支払う仕組みとなっております。

隣の3ページ御覧ください。

2ポツの令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業の概要を御覧ください。7行目になりますが、本市の令和6年3月末における総人口10万6,451人のうち、後期高齢者医療の被保険者は年間平均で1万3,969人、前年度比で743人増です。総人口の13.12%を占めており、前年度比で0.7%増です。

本市の令和5年度の医療費は約156億9,965万円、前年度比では6.1%の増、後期高齢者医療被保険者1人当たり平均で見ますと、約112万3,892円、前年度比で0.49%増となっております。

3ポツの令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計決算の状況です。医療費の負担割合につきましては、次の4ページの医療費と保険料等の財源のグラフ、上のグラフを御覧ください。

医療費の約5割を国・県・市の公費で負担しております。割合としましては、国が12分の4、県と市が12分の1です。全体の4割が後期高齢者支援金、いわゆる現役世代の国民健康保険や社会保険の保険料からの負担分となります。残り1割が後期高齢者医療被保険者の保険料によるものとなっております。

ページを戻っていただきまして、中段の少し下になりますが、令和5年度後期高齢者医療事業特別会計決算（案）の歳入総額は28億8,973万6,474円、歳出総額は28億3,421万6,710円、差引額は5,551万9,764円となっております。歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料、督促手数料、前年度繰越金、諸収入、一般会計繰入金となっております。歳出の内訳は、総務費、広域連合納付金、諸支出金となっております。

もう一度ページをめくっていただきまして、4ページを御覧ください。

今度は下の表になります。下段の表、保険料収納状況になります。収納率につきましては、特別徴収は100%ですが、普通徴収におきましても納税意識の高さがうかがえる状況となっております。全体の収納率としては99%となっております。

隣の5ページを御覧ください。

医療費の推移となります。上の表の3段目、1人当たり医療費ですが令和5年度まで増え続け、コロナの影響により一時的に減少しておりましたが再び増加に転じております。令和5年度は前年度比0.44%増の112万4,000円です。さきに御説明しました国保事業特別会計と同様に、この1人当たり医療費の増加が財政運営上の一番の課題と認識をしております。

6ページを御覧ください。

こちらは決算額の前年度との比較となります。後ほど決算書にて御説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次の7ページの円グラフを御覧ください。上段が歳入、下段が歳出となります。

御覧のとおり、本特別会計においては、歳入は後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金が大半を占めており、歳出では99.6%が後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

それでは、続いて決算書の説明をさせていただきます。しばらくお待ちください。該当ページを通知させていただきました。令和5年度歳入歳出決算書の559ページから後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書となっております。今お聞きいただく分は564ページ、紙ベースで546ページとなっております。

歳入合計28億8,973万6,474円に対しまして、歳出合計28億3,421万6,710円、歳入歳出差引残額が5,551万9,764円となっております。この金額につきましては、後ほど令和6年度の9月補正予算で増額補正をお願いする金額となります。

まず、歳入から御説明いたします。

めくっていただきまして、566から567ページ、紙ベースで548から549ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料の収入済額は13億4,410万3,587円、内訳は1 目特別徴収保険料7億7,595万5,690円、2 目普通徴収保険料5億6,814万7,897円です。不納欠損につきましては、右の欄の199万2,003円でございます。

下に参りまして、2 款使用料及び手数料につきましては、収入済額9万5,600円で、督促事務の手数料となっております。

3 款繰入金は、事務費繰入金で14億9,346万822円、4 款繰越金は前年度繰越金で4,825万9,944円でございます。

次の568から569ページをお開きください。紙ベースで550から551ページになります。

5 款諸収入が381万6,521円で、延滞金、還付金及び還付加算金、決算余剰金返還金となっております。

歳入合計額、収入済額の一番下の欄になりますが、28億8,973万6,474円です。

次に、歳出について御説明をいたします。

まためくっていただきまして、570から571ページ、紙ベースでは552から553ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は792万4,607円、主に郵便料や印刷製本費等の事務費に充てております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は28億2,281万1,753円で、歳出予算の99.6%を占めております。

次のページになります。

3 款諸支出費でございますが、348万350円で、過誤納の還付金及び還付加算金です。

4 款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計額は歳出済額の欄の一番下になります。28億3,421万6,710円となっております。

以上で、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 後期高齢者に限らず、先ほどの健康保険の分も併せてですが、大体この分で1人当たり110万円になってますよね。特に大きな項目を占める病名とかありますよね。通常の病院に行く分と別に大きな、透析をされてるとか、そういう分を含めて、国では難病指定とかいう分がありますが、そういう大きなウエートを占める分はここじゃなくて、国でどうにか面倒見ろよとか、そういう動きとかいうものはないんでしょうかね。我々がやはり政治の力でしていかないかんということですかね。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） ただいま御指摘のような動きというのは私どものほうにも届いておりません。これは国保もそうですし、この後期高齢者医療もそうです。保険者が減っていく中で1人当たりの医療費だけが増え続けているという状況でございますので、財政運営上、非常に重要な課題とは認識しておりますけれども、市レベルでも効果の高い取組と申しましょうか、それをやれば翌年度から急激に医療費が下がるような、そういう即効性のあるような取組というのがちょっとないものですから、医療費適正化の取組の進捗状況を見ながら、これは後期高齢者ですので高齢者支援課でのフレイル予防の取組とか、そういったものとも連携しながらやっていくしかないと認識しておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 医療費がずっと上がっていくでしょう。そうすると最終的に保険料を上げることになるでしょう。そうすると75歳以上の人というのは年金生活者ですから、そこから天引きすると取りっぱぐれは少ないでしょうけど、後期高齢者の人たちが生活困難に面するおそれが十分あるので、高原さんが言われたことは、あなたたちの課題であるかもしれませんが、私たちのような議論をして少し国にも物申し上げなければいけないところに来てるのかもしれないなど。何もかも保険制度でこの内容でやりなさいということになるとやっぱり、支出が増えれば歳入を増やさなければ、歳入の主なものは保険料になりますから、そういうふうにつながっていくので、制度自身をもう一度考えていかないと。それはあなたたちだけではなく、ここで少し議論をしておかなきゃいけないことかもしれないと。

後期高齢者もそうですし、介護保険もそうですし、どこかでは限界がもともとありますよという話をみんなですてきたような気もしていますので、どこかで考えなきゃいけないのかなと思ってますが、あなたたちの立場からどんなことが課題だというだけでなくて協議が行われているかどうかですね。国や県と市町村の範囲でこういう制度の中でやってる

立場で、そういうことを解決するための議論が行われているかどうか。なければ、ここからだけでも始めないと、みんな困った困ったと言って、具体策を議論できないまま困った困ったになると思っていますので。あなたたちがそう言って、どういう返事が返ってくるだけでいいですから何か言うてみてください。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 確かに医療費抑制が課題ということで申し上げておりますし、総合的な生活習慣病の予防でありますとか早期発見、予防医療というのが重要ということでお話をさせていただいているところでございますけれども、今のところ私ども、それから例えば筑紫地区の事務局会議等の場におきましては、制度存続のための具体的な手法の話合いというのは行ってないところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 行ってない。今後行っていくとかありませんか。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 医療費の状況は筑紫地区の事務局長会議等で共有はしておりますので、そういった中で状況を注視しながらお話を進めていきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第6号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第6号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について執行部の説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第52号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

令和6年度筑紫野市特別会計補正予算書の45ページから55ページ、紙ベースで37から47ページとなります。内容の説明につきましては、提案内容補足説明書により説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の23ページ、ページの通知をさせていただきました。タップをお願いいたします。紙ベースでは、提案内容補足説明書の12ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） はい、お願いします。

○国保年金課長（坂田浩章君） それでは御説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,470万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,273万円とするものでございます。

歳出補正予算の主な内容でございます。

1款1項1目一般管理費における一般管理事務費を10万9,000円補正増いたします。内容は、郵便料金改定に伴い想定される郵便料負担分でございます。

2款1項1目広域連合納付金において、保険料等負担金を2億6,640万7,000円補正増いたします。内容は、広域連合通知、令和5年度保険料等負担金精算分が確定したことによるものとなっております。

ここで広域連合通知について御説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の予算につきましては、例年、保険者である広域連合から市町村負担金についてという通知文書により、各市町村ごとの負担金配分額が示され、それに基づき予算編成を行っております。しかしながら、令和6年度の当初予算編成時におきましては、2年に一度の保険料改定時期とも重なり、広域連合からの通知が遅れ、本市の予算書作成スケジュールに間に合わなかったことから、便宜上、各種負担金につきましては令和5年度と同一金額にて予算計上させていただいていたところでございます。3月定例会の本委員会におきまして、予算額と広域連合通知額との差額につきましては9月補正において計上のお願いをさせていただく旨、説明をしておりましたので、今回併せて計上させていただいております。

同様の理由によるものにつきましては、全て広域連合通知によるものと記載をしておりますので、御留意願います。

同じく2款1項1目の広域連合負担金のうち、療養給付費負担金を6,722万8,000円補正増いたします。内容は、ただいま御説明しました広域連合通知額と予算額との差額を計上するものです。

また、歳入超過分の収支調整のため、4款1項1目予備費を168万3,000円補正増いたします。

続きまして、歳入予算補正の内容です。

1款1項2目普通徴収保険料の現年度分を1億523万円、3款1項1目事務費繰入金の療養給付費繰入金を6,722万8,000円補正増いたします。内容は、いずれも広域連合通知額と予算額との差額を計上するものです。

また、4款1項1目繰越金を5,551万8,000円補正増いたします。内容は、令和5年度事業決算におきまして、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額を令和6年度において繰入金として計上させていただくためのものがございます。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。さっき言った保険料等負担金、3月のときにもし聞いてたらすいません。県からの通知が遅れたと。令和6年度、2年に1回の改定。これってやっぱり毎回遅れているんですかね。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 2年に1回の改定がございますので、その時期の通知というのは年度によって若干の差はあるようでございますが遅れてきているということで、前回のときは年内に通知が来ていたんですけども、今年は1月17日付ということで大幅に遅れてきておりました。自治体ごとの予算書の作成のタイミングと合う合わないのところがあろうかと思いますが、ぎりぎりまで財政課と協議をしながら待っていただいていたところではございますが、最終的に通知が遅れてきたということで今回このような9月での対応とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第52号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第52号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ここで部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただき、併せて出席職員のご紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 皆さんお疲れさまです。総務部、嵯峨と申します。

今委員会に総務部といたしまして令和5年度決算認定4件、所管事務調査1件を御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第3号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、出席職員紹介をいたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷典士君） 谷です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） 同じく人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川誠君） 田川です。よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしくお願いいいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、執行部から説明をお願いします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、認定第3号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

当特別会計につきましては、サイドブックスにおける決算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、476ページを御覧ください。

1 款県支出金については、予算現額1,000円に対して、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

次に、2 款財産収入につきましては、予算現額1万4,000円に対して、調定額、収入済額ともに2,613円でございます。これは、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金を会計管理者が資金運用する際に発生する利子収入でございます。

次に、3 款繰入金につきましては、財政調整基金の取崩しに係るものですが、令和5年度においては取り崩す必要がございませんでした。

次に、4 款繰越金につきましては、調定額、収入済額ともに2,206万2,586円となっております。

次に、5 款償還金については、予算現額218万7,000円に対して、調定額4,305万3,154円、収入済額389万2,987円でございます。

次に、6 款諸収入については、該当する収入がございませんでした。

令和5年度の本特別会計の歳入合計は、予算現額2,426万6,000円、調定額6,511万8,353円、収入済額2,595万8,186円、収入未済額3,916万167円となっております。

それでは続きまして、歳出予算についてです。

478ページをお開きください。

歳出予算は、1 款の総務費のみで構成されております。1 款の総務費につきましては、予算現額2,426万6,000円、支出済額2,420万7,560円、不用額5万8,440円となっております。

以上、令和5年度の本特別会計歳出合計額は、予算現額2,426万6,000円、支出済額2,420万7,560円、不用額5万8,440円となっております。

したがって、令和5年度本特別会計の歳入と歳出の収支結果については、480ページに記載させていただいておりますように、歳入合計額2,595万8,186円、歳出合計額2,420万7,560円、歳入歳出差引残額175万626円となっており、この差引残額を令和6年度

に繰り越すこととなります。

なお、481ページ以降に事項別明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、参考資料について御説明させていただきます。

2ページの住宅新築資金等貸付事業令和5年度末償還状況総括表を御覧ください。この資料については、本特別会計に係るこれまでの全体の経過をまとめたものでございます。

本事業は、歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の整備改善を図ることを目的に、当該地域に係る住宅の新築、改修及び土地取得について必要な資金の貸付けを市町村が実施する事業でございます。本市においては昭和41年度から事業をスタートし、貸付けについては平成8年度末まで行っておりましたけれども、現在は貸し付けた資金の償還のみを行っている事業でございます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

まず、1の昭和41年度からの貸付総体は、これまでに貸し付けた人の人数と、貸し付けた金額の総計となっております。

次に、2の令和5年度償還者数でございます。令和5年度当初、12人の償還者がおり、年度中の完済者が1人おりましたので、令和5年度末の償還者は11人となっております。

次に、3の償還状況でございます。Aの貸付総体は、元金と利子を合わせまして15億8,459万3,941円です。次に、Bの償還済額累計は、令和5年度末までに市に償還された額の累計で、元金と利子を合わせて14億5,463万3,456円でございます。Cの償還免除額累計は、自己破産等により償還不能となった方を償還免除した額の累計で、これまでに元金と利子を合わせて9,080万318円となっております。Dの償還未済額は、元金と利子を合わせて3,916万167円ございまして、この金額が令和5年度末における滞納額となり、今後償還していただく額でございます。

次に、4の元金償還率ですが、令和5年度末の元金償還率は97.47%となっております。

次に、5の公債費ですが、公債費総体の元金の額は、昭和41年度の貸付け開始から平成8年度の貸付け終了までの起債額の合計となっており、利子と合わせた総計額は16億7,358万6,162円となっております。この金額全額を令和3年度末に償還が完了しましたので、償還残額、いわゆる本事業に係る市の借金はゼロ円となっております。

6の基金の推移でございますが、昭和55年度から基金の積立て、取崩しを行っており、これまでに積立てとして4億677万8,296円、利息として2,741万8,170円、取崩しを2億

1,820万5,711円行いましたので、令和5年度末の残高は2億1,599万755円となっております。

最後になりますが、3ページに令和5年度末の償還未済額一覧表を添付しております。この一覧表は、令和5年度当初に償還していただいている人が先ほど12人と説明いたしましたが、その一人一人の償還状況についてまとめた資料となっております、参考資料として添付させていただきます。

表の見方としては、左から、1から12までの一連番号、貸付総体は、元利込みの償還していただく総額、償還済累計額Bは、令和5年度末までに償還していただいた額、Bの内訳として令和5年度中に償還していただいた額、最後が令和6年度以降に償還していただく額となっております。

令和5年度当初は12人いましたけれども、年度中に完済した人が1人いますので、令和6年度以降、11人の方から償還していただくことになっています。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第3号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第3号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、所管課が入れ替わりましたので、嵯峨部長より出席職員の御紹介をお願いします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、認定第8号から認定第10号までの令和5年度財産区特別会計歳入歳出決算の認定3件ということになります。

所管職員が出席しておりますので紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） 管財担当係長の橋本です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしくお願いたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、認定第8号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第8号、令和5年度二日市財産区特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出決算書の596、597ページをお開きください。議案書につきましては、紙ベースで574ページ、575ページとなっております。

それでは、まず最初に歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額291万7,000円に対しまして、収入済額が291万3,883円です。

次に、2 款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

3 款繰越金、予算現額43万8,000円に対しまして、収入済額が43万8,611円です。

4 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額が1,630円です。

合計いたしまして、予算現額335万8,000円に対しまして、収入済額が335万4,124円となっております。

続きまして、歳出についてでございます。

次のページをお開きください。

まず、1款総務費、予算現額137万1,000円に対しまして、支出済額が104万8,077円となっております。

2款積立金、予算現額、支出済額ともに188万7,000円でございます。

3款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額335万8,000円に対しまして、支出済額が293万5,077円となっております。

次のページをお開きください。

歳入合計額335万4,124円、歳出合計額293万5,077円、歳入歳出差し引きまして41万9,047円の黒字という決算になっております。

それでは、具体的な内容につきまして、次の事項別明細により御説明申し上げます。次のページをお開きください。

歳入の主な内訳について御説明させていただきます。

まず、1款財産収入2項1目土地建物貸付収入の収入済額は291万2,860円となっております。内訳についてでございますが、湯町駐車場の使用料が287万7,600円、六反の共同利用施設の使用料が2万2,600円、電柱敷地貸付料が1万2,660円となっております。

次に、3款繰越金の収入済額は43万8,611円となっております。これは前年度の繰越金でございます。

以上が歳入の主な内訳でございます。

それでは、歳出の主な理由について御説明させていただきます。

次の次のページをお開きください。606ページになります。

まず、1款総務費1項1目一般管理費の支出済額が104万8,077円となっております。内訳につきましては、27節繰出金の支出済額が77万円でございます。これは、当該財産に係る事務を本市の管財課職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、2款積立金について、187万円でございます。

以上が歳出の主な内訳でございます。

次の次のページをお開きください。ページが610ページになります。

実質収支に関する調書です。歳入総額335万4,000円、歳出総額293万5,000円、差し引き

いたしまして41万9,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支額として41万9,000円となっております。

続きまして、決算認定資料186ページをお開きください。

二日市財産区の財産に関する調書でございます。土地建物ともに前年度からの増減はございません。

次のページをお開きください。

積立金でございます。前年度末の現在高は6,668万7,450円でございます。ここに187万2,062円を積み立ていたしましたので、令和6年3月31日現在の現在高は6,855万9,512円となっております。

以上をもちまして決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月20日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいていたところでございます。御審査の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑がある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようですので質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第8号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第8号、令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出の決算の認定についての件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第9号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定第9号、令和5年度御笠財産区特別会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明させていただきます。

歳入決算書614ページをお開きください。紙の議案書は590ページとなっております。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額14万6,000円に対しまして、収入済額が14万5,245円でございます。

2 款県支出金、予算現額120万円に対しまして、収入済額が122万2,483円でございます。

3 款繰越金、予算現額68万5,000円に対しまして、収入済額が68万5,625円でございます。

4 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額が5万7,980円でございます。

5 款繰入金、予算現額54万5,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額257万8,000円に対しまして、収入済額が211万1,333円でございます。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出についてでございます。

1 款総務費、予算現額252万8,000円に対しまして、支出済額が194万5,996円でございます。

2 款予備費、予算現額5万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額257万8,000円に対しまして、支出済額が194万5,996円となっております。

次のページをお開きください。

歳入合計額211万1,333円、歳出合計額194万5,996円、歳入歳出差し引きまして16万5,337円の黒字という決算になっております。

それでは、具体的な中身につきまして、次の事項別明細により御説明させていただきます。次のページをお開きください。

歳入の主な内訳についてでございます。

1 款財産収入 2 項 1 目財産貸付収入済額10万3,500円です。こちらにつきましては電柱貸付けによるものでございます。

次に、2 款県支出金 1 項県補助金 1 目造林補助金につきましては、収入済額が122万2,483円でございます。内訳につきましては、県の補助金につきましては103万520円、市

からの補助金が19万1,963円でございます。

次のページをお開きください。

次に、4款諸収入2目雑入の収入済額が5万7,980円でございます。こちらにつきましては、九州電力株式会社より、停電事故防止工事に伴う御笠財産区有地内の樹木伐採による補償金でございます。

以上が歳入の主な内訳でございます。

次のページをお開きください。

歳出の主な内訳について御説明させていただきます。

まず、1款総務費1項1目一般管理費の支出済額が48万9,491円となっております。主な内訳につきましては、27節繰出金の歳出済額が34万2,000円でございます。これは、事務費負担といたしまして一般会計に繰り出すものでございます。

次に、1項2目財産管理費12節委託料の支出済額145万4,505円のうち、育林事業の下刈りの業務委託といたしまして140万6,105円と、看守人の業務としまして4万8,400円の支払いをしております。

次に、育林事業の施工箇所について御説明いたします。

追加資料の1ページをお開きください。

こちらにつきましては、御笠財産区の育林事業の区域図を指しているところでございます。令和5年度御笠財産区の区有林の位置図でございます。赤枠で囲ったところが下刈りを行っている箇所でございます。令和元年度に植栽している4.61ヘクタール1か所と、もう一つが令和3年度に植栽を行いましたところの2.02ヘクタールの下刈りを行っているところでございます。

それでは、歳入歳出の決算書にお戻りください。

以上が歳出の主な内容でございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額211万1,000円、歳出総額190万6,000円、歳入歳出差引額16万5,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支額として16万5,000円となっております。

続きまして、決算認定資料188ページをお開きください。紙ベースの決算認定資料は184ページになります。よろしいでしょうか。

御笠財産区の財産に関する調書でございます。

御笠財産区が管理している山林、直営林についてでございますが、決算年度中の増減はなく、面積は前年度と変わっておりません。

次のページをお開きください。

積立金でございます。前年度末の積立金が2,408万9,953円でしたが、ここに1,989円を積み立てましたので、令和5年度末の積立金が2,409万1,942円となっております。

次に出資金でございますが、こちらにつきましては福岡県広域森林組合の出資金でございます。出資金の増減はなく、令和5年度末の現在高は前年度末と変わっておらず、208万6,000円となっております。

以上をもちまして決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月20日に開催いたしました御笠財産区管理会におきまして御同意をいただいたところでございます。御審査の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないですね。質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第9号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第9号、令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第10号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、認定10号、令和5年度平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出決算書の630ページをお開きください。紙の議案書につきましては604ページとなっております。

まず、歳入についてでございます。

1 款財産収入、予算現額1,582万7,000円に対しまして、収入済額が1,602万7,254円でございます。

2 款県支出金、予算現額809万4,000円に対しまして、956万5,560円でございます。

3 款繰入金、予算現額65万7,000円に対しまして、収入済額はございません。

4 款繰越金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額が72万9,866円でございます。

5 款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,458万1,000円に対しまして、収入済額が2,632万2,680円でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

次のページをお開きください。

1 款総務費、予算現額2,447万9,000円に対しまして、支出済額が2,431万9,270円でございます。

2 款積立金、予算現額2,000円に対しまして、支出済額はございません。

3 款予備費、10万円に対しましても、支出済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,458万1,000円に対しまして、支出済額が2,432万1,270円でございます。

次のページをお開きください。

歳入合計額2,632万2,680円、歳出合計額2,432万1,270円、歳入歳出差引きいたしまして、200万1,410円という黒字という決算になっております。

それでは、具体的な内容につきまして、次の事項別明細により御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

歳入の主な内訳について御説明させていただきます。

まず、1 款財産収入、1 項財産収入の収入済額が1,514万8,693円でございます。こちらの内訳につきましては、杉・ヒノキの売払いの収入でございます。

次に、1 款財産収入、2 項財産運用収入、1 目財産貸付収入済額が87万8,561円でございます。内訳につきましてですが、こちらは財産区有地内の電柱貸付けの貸付収入といたしまして67万8,496円でございます。

次の2 目利子及び配当金のうち配当金、支出済額が20万円でございます。こちらは福岡県広域森林組合からの配当金でございます。

次に、2 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金は、収入済額が956万5,560円でございます。内訳につきましては、県の補助金が862万4,560円、市からの補助金が94万1,000円でございます。

続きまして、次のページをお開きください。

4 款繰越金の収入済額は72万9,866円となっております。こちらは前年度の繰越金でございます。

以上が歳入の主な内訳でございます。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出の主な内訳でございます。

まず、1 款総務費、1 項1 目一般管理費の支出済額は120万7,668円となっております。この主な内訳でございますが、27 節の繰出金の支出済額が101万円でございます。こちらは事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

それでは、配付しておりました追加資料の2 ページをお開きください。

平等寺山財産区有地の委託の区域図でございます。図面の上段、右端の緑色で着色している部分が、樹木が販売できる適齢期を迎えたため、主伐を行い植栽をしたものでございます。施工面積は1.79ヘクタールでございます。

次に、図面の下段の右端の緑色で着色している部分は、一部樹木が販売できる適齢期を迎えたため、間伐を行ったところでございます。施工面積は4.57ヘクタールでございます。

次に、図面上の青色で着色しているところが、昨年度の豪雨に伴う作業道の復旧工事箇所でございます。

次に、3 ページをお開きください。

令和5年度の主伐の人工計画書でございます。平等寺山の、先ほど御説明したとおり施工面積は1.79ヘクタールで、販売する樹木は林齢73年の杉18本と、樹齢70年と73年のヒノキ1,416本です。

次に、売上額でございます。杉が7万3,412円、ヒノキが986万3,203円です。

平均単価につきましては、1万955円が杉でございます。ヒノキが1万8,999円でございます。

また、木材チップ代として30万1,718円でございます。単価につきましては、平均単価といたしまして5,611円でございます。

合計いたしまして、1,023万8,395円です。ここから木材を売るための市場手数料として125万7,659円を差引きいたしましたので、実質898万674円が立木売払収入になります。

次に、県と市の補助金といたしまして530万2,800円でございます。立木売払収入と県と市の補助金の合計額といたしまして、1,428万3,474円でございます。ここから主伐の業務委託料840万5,537円を差引きいたしまして、587万7,937円の収入となりました。

次のページをお開きください。

こちらが利用間伐の内容でございます。施工面積が4.57ヘクタールの利用間伐の計画でございます。

販売する樹木につきましては、林齢60年の杉513本と、樹齢60年のヒノキ728本でございます。

次に、売上額でございます。杉が389万9,093円、ヒノキが201万4,366円でございます。

平均単価につきましては、杉が1万2,987円、ヒノキが1万8,931円でございます。

また、木材チップ代といたしまして116万1,924円でございます。平均単価につきましては5,611円でございます。

合計いたしまして、707万5,383円でございます。ここから木材を売るための市場手数料として90万7,364円を差引きいたしました616万8,019円が立木売払収入になります。

これに県補助金426万2,760円を足しました金額1,043万779円から、利用間伐業務委託料が799万2,795円ですので、差引きいたしまして243万7,984円の収入となりました。

次に、ページをお開きください。

こちらが平等寺山財産区の災害復旧の工事でございます。昨年度、豪雨災害によりまして3か所作業道路が崩れたため、作業の復旧工事を行ったものでございます。

作業内容につきましては、耐候性土のうの設置、あと作業道復旧の工事などをしております。

作業箇所につきましては、先ほど御説明した地図のところに落としておりますので、確認をお願いいたします。また、併せて施工前と施工後の写真を添付しておりますので、御参照のほどよろしく申し上げます。

それでは、決算書のほうへお戻りください。決算書が642ページになります。

3目林道費、18節負担金補助金及び交付金の支出済額ともに30万円でございます。こちらにつきましては、九千部道路管理会への負担金でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次のページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額2,632万3,000円に対しまして、歳出総額2,432万1,000円、差引きいたしまして200万2,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支額も200万2,000円となっております。

それでは続きまして、決算認定資料190ページをお開きください。決算認定書、紙ベースでいきますと186ページです。

平等寺山財産区の財産に関する調書でございます。令和5年度中の直営林及び分収林につきましては、増減はありませんでした。

続きまして、次のページをお開きください。

積立金でございます。昨年度末の積立金額が5,955万3,622円でしたが、356万2,979円積み立てましたので、令和6年度3月31日現在の現在高は6,311万6,601円となっております。

次の出資金でございますが、福岡県広域森林組合への出資金です。決算年度中の増減はなく、令和5年度末の現在高は前年度と変わらず1,000万円となっております。

以上をもちまして、決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月21日に開催いたしました平等寺山財産区管理会におきまして御同意をいただいております。

御審査の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第10号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第10号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての件を原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

職員入替えのため、しばらく休憩をいたします。再開を1時からしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

—————・—————・—————
休憩 午後0時17分

再開 午後1時00分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 1分前ですけど、おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

これより所管事務調査に入ります。

議題に入ります前に、嵯峨部長より出席職員の御紹介をいただいた上で、現在の消防団員数と目標値に向けての計画と増員方法について、執行部から報告をお願いします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 午前中に引き続きまして、総務部でございます。

所管事務調査1件という形で、所管は危機管理課になります。

出席職員を紹介いたします。

危機管理課長、中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 同じく危機管理担当係長の永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、中村課長から説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、委員会資料を御覧いただきたいと思います。

現在の消防団員数と目標値に向けての計画と増員方法についてでございます。

1 ページ記載のとおり、まず、（１）筑紫野市消防団員の定数についてでございます。筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により、団長 1 名、副団長 2 人、分団長 8 人、副分団長 8 人、部長 10 人、班長 63 人、団員 249 人、合計 341 人が条例の定数となっております。

次に、（２）各分団別の団員数につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度まで、本部（本部分団を含む）及び二日市分団から山口分団までの団員数を記載させていただいております。令和 6 年度において、本部（本部分団を含む）団員数が 15 人、二日市分団 32 人、二日市東分団 25 人、御笠分団 63 人、山家分団 34 人、筑紫分団 43 人、筑紫南分団 38 人、山口分団 42 人、合計 292 人となっているところでございます。

次に、（３）現在行っている取組についてですが、市としては、新規採用職員における勧誘をして、市職員の団加入を促進しております。また今後の予定として、動画を作成した上で、作成後にあつては庁舎内のデジタルサイネージ等で流すことを今計画して進めたいというふうに考えているところです。

消防団の加入に向けては、地域における皆様方の取組であつたり、団員による勧誘であつたりというのを引き続き行っていておりますので、市としてもそういったサポートを継続してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。

2 点あります。現在行っている取組の中に、新規採用職員研修における勧誘というのはどのように御案内をしているのかというのと、あと現在、本部分団から山口分団まで 8 分団ありますが、そのうち市の職員さんがそれぞれ何人いらっしゃるのかというのは分かりますか。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市職員の勧誘につきましては、団の活動の紹介をした上で、市内在住と市に在勤しておる方が入団の資格を持っておりますので、当然、筑紫野市に勤務しておる職員ですので、市外であっても在勤ということで加入の対象になっております。できる限り団への加入を促進しておることを説明しておりますし、市職員、多くの

団員がまだ参入していただいておりますので、直接団員からの、市職員の先輩として、団の活動についての理解促進等々をしていただいております状況です。

次に、各分団における団員の定数、すみません、今、現時点で持ち合わせておりませんが、市職員としては全体で37人が今、消防団に加入して活動を行っていただいております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

あと、動画作成の予定って書いてあるんですけど、イメージ的にどんな感じの動画を作るような計画とかいうのがあれば教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） あくまでも現時点でのイメージでございますが、消防団における活動を紹介しつつ、出初め式であったり、筑紫野市の総合防災訓練であったりとか、そういったところの活動の風景を切り取りながら、そういったところで、あとはナレーションではなく、何といたしますか、テロップですね、テロップが流れていくようなイメージで作らせていただければなというふうには思っております。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） イメージが湧きました。これは私の個人的なあれなので、ちょっと意見になっちゃうかもしれないんですけど、全体な消防団の活動でもいいんですけど、各分団ごとの活動もあると思うんですね。例えば本部分団とかだったら、保育所訪問とかをしていたりもするので、できれば各分団にも何かちょっと焦点を当てたようなものも少し取り入れていただけるとうれしいなと思うけど、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 貴重な御意見として承らせていただきます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 処遇改善で、報酬を少し見直したりした経過がありますが、その結果はどんな感じになっているかなというのが一つですね。

それから、この消防団の経費はどういうふうになっているのかね。分かります。各行政区から割当てで幾らか寄附したりするというふうになっているところもあるので、そうい

うところがあるところとないところと、いろいろあると聞いていますので、大方の基準のようなことはどうなっているか教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今年度から条例を改正し、団員等々における年額の報酬であったり、出勤に係る経費を引き上げさせていただいております。これが加入につながったかという御質問であったかと思いますが、令和5年度から令和6年度にかけては、資料に記載のとおり1名減員のような状況になっております。今後、その条例における報酬の改定等がどのように出てくるのかというのは、またその推移を含めて、注意深く私どもも見していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、団活動に係る経費についてですが、必要な資機材等の購入にあつては、市の危機管理課のほうで予算立てしながら、購入または修理等々を行っておるところでございます。また、団の活動費といたしまして73万円の補助金を交付し、様々な活動に充填させていただいております。地域における取組については、市としては全く関与しておりませんので、現状がどうなっているかというのは把握していない状況でございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑ありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 消防団員の数とちょっと別なんですけど、消火栓がありますね。各それぞれの道に消火栓が。消火栓の中に、使われていない、使われない部分とか大分あるんですよ。そういうものの把握とか、予算計上の関係はどのように考えておられますか。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 市内の消火栓及び防火水槽につきましては、消防本部、消防署のほうで、2か月を単位でローテーションを組んでいただきながら点検をしております。不具合があるものにつきましてはその都度、補修計画を立てながら対応しておりますが、全てにおいてその当該年度に対応ができていない現状があるのも事実でございます。今後そういったところを踏まえながら、そういった防火水槽、消火栓の更新についても、速やかに対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私も長年、消火栓の分を、不具合の分を申入れもしていたんですが、なかなか予算がないという、少し余計かかるというような言い方の中で、そのままに

なっております。消防署のほうも把握はしていると思いますが、話をしておりますので、いろいろ御検討していただきたいと思っております。

結構あるとよ。地域の中でぱっとしている分と、いろんなところで消火栓の分が突っ込みよる、その分のところで不具合が大分出てきているところがありますので、それは予算も大分かかりますが、やっぱり一番大事なところかなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 先ほど答弁したとおり、今後、引き続き鋭意努力してまいります。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑ございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） さっきの質問に対して、運営費みたいなのはどうなっていますかと言ったら、承知していないということだから、どこに聞けば承知しているんですか。承知していないのに経費をどれぐらい上げるとか、上げているとか、そういう議論をね、去年はしているはずですから。何かほら、今までと違って、手当のような、報酬みたいなものを各自に渡すみたいになっちゃったと聞いているんですけどね、その前はプールしていたんですかね。分かりません、そういうの。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 団員に対する報酬、費用弁償にあつては、令和4年度まで、各分団に一括してお渡しをした上で、各団員のほうへの振り分けがなされていたというふうに認識をしております。令和5年度からは、各団員の個人口座のほうに市のほうから振込をさせていただくように変更をしておるところです。

地域における、団に対する様々なことを地域で取り組んでいただいている部分については、繰り返しになりますが市としては把握しておりませんので、どういったことで地域が団のほうに取り組んでいただいているかということについては、それぞれの行政区であったり、そういった部分に聞き取りをさせていただくのみしかないというふうに、従来から認識をしておるところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 現在の団員数の292名の男性と女性の構成比を教えてください。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現在の女性の団員数は9名、約3%でございます。それ以外、97%が男性の団員であるという状況でございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと僕が不勉強なのかもしれないですけど、この定数という341があって、各分団別に令和6年の人数が出ていて、分団別に各分団何人足りないとか、これぐらいを目指しているとかっていうのって、何かあるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 定数として定められておりますのは、条例上あくまでも全体の341人だけでございます。各分団としては、それぞれに目安的に、この分団にはここに何人ぐらい必要だというふうな目安を持ちながら、団員の確保に今努めていただいておりますし、市としても、341人が確保できるように地域、団と協力しながら、今後また取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 恐らく、その目安を全部足したら341になるような目安なんだろうと思うんですけど、この各分団ごとの、実際に今目指している目安の数値というのはぱっと分かるものですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 分団の目安というのは、装備、班体制の中で変わるものだというふうに認識しておりますが、現時点においては、例えばポンプ車、いわゆる機動車と言われるものにあっては、1台当たり16人を確保したいというふうな目安があったり、小型ポンプ、可搬のやつですね、班ごとに最低6人を目安として確保していくというような一定の目安、それを合計するものが各分団としての定員になっておるようなものですが、繰り返しになりますが、これはあくまでも目安でございますので、そういったところ、活動を継続的に行えるような状況を維持していくのが肝要でありますし、やはり消防団の活動に理解があり、活動を継続して担っていただける方を団員として確保していくことが肝要であろうというふうに考えております。

引き続き地域、団と協力し合いながら、市としてもPR等を含めながら、団員の確保を努めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 私が先ほど質問したのに対して、「分からないので、聞き取りをそれぞれやってください」という話だけど、これは所管している委員会ですから、委員長をして、そういう実情を把握して報告していただくようにしていただけないでしょうか。そうしないと、本当に各分団の運営費が足りているのか足りていないのかね、あるいは、本当にもう無理やりボランティアみたいになってやしないかとかね、あるいは、私は運営費が潤沢であればいいとは思いますが、あることによってモチベーションが上がることもあるでしょう。地域の人たちがやっぱりお願いしているわけだから、よろしくと言ってカンパを出しているといえますか、寄附を出しているというような、そういうこともあると思うので、そういう実情を把握していないで、私たちは消防団を所管している委員会としてどうでしたかちゅうて、いや、今から聞き取りに行きますって、誰が聞き取りに行くんですか。私が行くんですか。課長は、「あなたが質問したんだからあなたが行きなさい」と言っているようなことだから、そういうことなんですか。それとも、委員会でそういう聞き取りのための行動を取れということなんですか。

○委員（高原良視君） 委員長、いいですか。

○委員長（八尋一男君） 関連ですか。はい、高原委員。

○委員（高原良視君） 今、上村委員言われておりますけど、現状は、消防団とコミュニティとか区長会がありますよね。そこの一体としてのお話合いがされた上での、各行政区からどのくらいずつとか、世帯割とかいろんなどで決められて、総額とか決められて、それぞれの分団の分で、ほかのところもそのようなことになっているんじゃないかなとは思いますが。それからあと、行政区の中で別に余裕のあるところ、ないところも含めてあって、そういう補助の仕方とかしているんじゃないかなとは思いますが、非常に難しいところだと思いますよ、そここのところの調査の分は。いかがですか。微妙なところですよ。

○委員（上村和男君） 微妙なところですね。じゃ、あうんの呼吸でやっているということで、地域は地域で話し合いながら維持していると。だから、そこから先はあんまり突っ込むなど。ああ、突っ込むんじゃない、あんまり緩やかにしておいたほうがいいんじゃないのかという。地域組織としての消防団の側面もありますから、みんなが参加し、みんなが支えるということだから、あんまりそこまではいろいろ議論は差し控えておいたほうが良いというお話ですから、私もそれには従いますが、ただ、ちゃんとできるようには保障

していくということを考えておかないと、やっぱり危険を伴う活動に参加してもらっているので、そういうふうに思いますので。私のさっきの質問は外しますのでね。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません。先ほど、団の活動費で73万円、市から補助を出してくださっているという話を課長がされたんですけど、この73万円の内容とか聞いて大丈夫ですか。大体どういうところに市から73万円補助金を出しているのか。（「しとるやろ」と呼ぶ者あり）いえいえ、さっき団への活動費として市から補助金73万円とおっしゃったけん、それは例えば出初め式とかかけ訓練とかで使われているのかなとか思ったんですけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 消防団活動の運営費補助金につきましては、団の活動上、必要なものに関しての経費を補助金として交付をさせていただいております。だから、装備を買うこともあるでしょうし、消耗品類、例えば油紙類であったり、例えばバッテリー等々であったりとか、そういうふうな部分に充当したりされてあるものとして、分団としても、団としても、計上の規定等もお持ちになってありますので、そういった部分に充当されたりというふうな形で実績を受けておるようなところですよ。

ただ原則、資機材にあつては、やはり市がきちんと、高額な資機材等々にあつては、市がきちんと予算立てをしながら賄うというふうになっておりますので、市としてもきちんと予算立てしながら、そういった装備品等々についての充実であったり更新を今後も図っていきたいというふうに考えているところではございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 先ほどからいろいろ皆さん御意見言ってくださっているんですけど、本部分団が、やっぱり団で活動する後援会とかないので、みんな今、自分でそれぞれ個人の報酬が入ります。その中で、みんなに共通なものというのはやっぱり、どうしても何の費用もないので、ちょっと困っている部分もあるので、その辺ちょっと意見としてお伝えをさせていただければと思います。団の活動費って、女性は火を消しに行くことはないんですけども、みんなに係る費用というのがやっぱり、結局自分たちで出しているというのが現状があるので、その辺もちょっと御理解いただければと思います。意見です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 貴重な御意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 先ほど男性と女性の構成比を尋ねた意図ですけれども、男性にはもともと消防団という名前とイメージというのはなじみがあるのはあれですけど、女性は今9名おられて、ただ、かつ人数も今、定足数に達していないということであれば、この女性の消防団員を広く公募することで、拡充につながるのではないかと素人考えで思っているんですけど、そういった考えはお持ちでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現在、条例上の定足数に達しておりませんので、女性、男性に限らず、団としての活動に理解を示していただき、活動を継続して担っていただける方を、繰り返しになりますが、地域、団と協力し合いながら、その確保に市としても努めてまいりたいというふうに考えております。佐々木委員が言われた、女性に特化した募集というのも一つの手法として考えられるということで、女性に限らず、男性、女性、団としての活動をきちんと担っていただける方を確保するために、今後とも継続して努力をしてみたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、私から最後ですけど、各委員からの思いを私なりにお願いをしたいと思います。

まず、各分団には年間の決算書がありますよね、決算報告されていますから。それを入力をしてください。後日で結構です。

それから341人、今は条例はこれしかないということですけど、各分団にはそれぞれ何名にするというような、何名不足しているというのはあろうかと思えますから、各分団にヒアリングをしていただいて、そして何名不足しているかという形を入力をお願いしたいと思います。この第七次総合計画の341人というのは市民にコミットメントしとるわけですから、これがただ単に341人をつくりましたという形にはならないし、この世の中が今、消防団員が減っている中において、これを目標値に掲げられたということについては、す

ごく勇気のある計画を、目標をつくられたと思います。それだったら我々としても、議会としても、これにできるだけ、できるだけじゃない、達成するような動きを取っていかなくやいかんだろうなという思いもありますから、今言ったような内容で、後日で結構ですから、資料提出をお願いします。

○委員（高原良視君） 委員長、いいですか。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（高原良視君） 今のは、各分団の決算書を出せということですか。

○委員長（八尋一男君） はい。だってあれでしょう、73万円を各分団に支給しとるわけでしょう。そしたら、それを聞いてもおかしくないでしょう。

○委員（高原良視君） ほかのところもまだいっぱい、補助金出よるところの団体は幾らもあるんですが、この消防の分で、各それぞれの分団の決算書、各分団の決算書になるよな、そしたらね。そういうことになるね。

○委員長（八尋一男君） そうですよ。

○委員（高原良視君） そういうことでしょうか。

○委員長（八尋一男君） はい。それは各協議会には当然発表されていることだと思いますけど。公開されていることだと思いますけど。（「休憩よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

休憩 午後 1 時27分

再開 午後 1 時39分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

先ほど委員長から決算書の入手の件を言いましたけど、各分団についてそこまで入り込むのはという形で皆さんの意見がございましたので、取消しをしたいと思います。

それから今、292を341人に目標値を上げられていますから、それについては各分団ごと、どれだけの目標があるかという形については、中村課長のほうから各分団へヒアリングをしてほしいと思います。よろしいですか。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 各分団が今持ち合わせている目安につきましては、各分団のほうに確認して、後日御報告させていただくことといたします。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 近隣の充足率みたいなのも、近隣市の。今、多分計算したら85%ぐらいなんですよね、定員に対して。だけん、例えばこの辺の地域でうちがどういう位置にあるのか、物すごく少ないのか、まあまあいいのか、悪いのかというのも併せてお願いできたらと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それは筑紫地区ということで理解してよろしいでしょうか。

○副委員長（白石卓也君） はい、それでいいです。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

これでいいですね。どうもありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。ちょっとトイレを5分間。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時45分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

所管事務報告として、つくしちゃんリニューアルについて御説明申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員でございます。秘書広報課課長の亀井でございます。

○秘書広報課長（亀井美和君） 亀井です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 秘書広報課広聴担当係長の木村でございます。

○広報広聴担当係長（木村 翔君） 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、課長のほうから説明をお願いします。

課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 所管事務報告として1件報告をさせていただきます。

秘書広報課の資料「つくしちゃんリニューアルについて」を御覧ください。

1枚めくっていただきまして、まず、つくしちゃんリニューアルの経過を上げさせていただきます。

市のマスコットキャラクターつくしちゃん誕生から32年をもつての初めてのリニューアルでございます。こちらのリニューアルにつきましては、今年の3月議会におきまして、予算審査委員会のほうで御審議をいただいた経過がございます。また、そのときに御意見として、子どもたちの意見を取り入れるようにというふうな御指摘もいただきました。それを踏まえましての経過でございます。

まず、令和6年の3月の末でございますが、筑紫高校の生徒のグループワークにて意見聴取を行っております。

それから一つ飛びまして、6月に市内中学校の2年生を対象としましてアンケートを実施いたしました。1,068件の回答を得ております。

こうした意見聴取の結果を踏まえまして、7月に業者作成のデザイン案から2案に絞りまして、決選投票という形で、ウェブ投票、インターネットによります投票を実施いたしました。これは一般市民の方にも広く参加を募ったものでございます。A案、B案、2案ありますうちに、投票総数としましては3,348人が御参加いただきましたが、圧倒的支持を得まして、A案のほうを新つくしちゃんとして選定したところでございます。

次のページを御覧ください。

こちらが決定いたしました新つくしちゃんとサブキャラクターでございます。ちょっと赤文字で書かせていただいておりますが、取扱いに御注意いただきたいと思います。お披露目イラストの解禁を10月の20日、観月会にて行いたいと考えております。10月20日までは使用をお控えいただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

左がつくしちゃんでございます。今まで従来のイメージからちょっと現代風にといいますか、生まれ変わってございます。色合いについてはちょっと落ち着いた色合いで、印刷物にもなじみのいいような色合いとなっております。

右側が、ちょっと見慣れないかと思うんですけれども、サブキャラクターといたしまして、今回、猫ちゃんでございますけれども、つくしちゃんが天拝公園の虎磨像のそばで出会った茶トラネコということで、つくしちゃんを気ままに見守るというサブキャラクターも誕生いたしました。この2体でいろいろなPRを行っていきたいというふうに考えてお

ります。

次のページを御覧ください。

今後の展開といたしましては、繰り返しになりますが、まずお披露目、10月20日の観月会におきまして、ステージ上でのお披露目、着ぐるみを使いましてのお披露目を行います。また、その日は一日、会場内のブースなどで来場者の皆さんと交流を予定しております。つくしちゃん会も場内にございますので、そちらとも連携を取りながらPRをしていきたいというふうに考えております。

そのほかに今予定しております項目としましては、動画の作成、新つくしちゃんのPR動画を作成いたします。

3番目のサブキャラクター、先ほど出ました猫ちゃんでございますけれども、今、名前はまだない状態でございますので、これは市民の皆さんから公募して、愛されるキャラクターの名前をつけたいというふうに思っております。

それから、10月20日以降に開催されます各コミュニティの文化祭に参加いたしまして、地域の皆様に御挨拶をしたいと思っております。

それからグッズの作成、活用。これは今年だけに限らずにはなるんですけれども、PRのためのグッズを作成していきたいと思っております。

6番目、キャラクター使用ガイドライン等の整備。これは以前にも御意見いただきましたけれども、事業者の皆さんに様々な場面でつくしちゃんを使っただけのように、今、要綱の整備はしているところなんですけれども、分かりやすいガイドラインを作成しまして、どんどん活用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

そのほか、広報やホームページなど、様々な機会を捉えてPRを行ってまいります。

報告は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） かわいい猫ちゃんが登場してよろしいんですけれども、もともと旧つくしちゃんに家族がいたと思うんです、あと5人ぐらい。ほかの家族はもう今度からはいなくなるという認識でいいのかどうかというのと、あと、このサブキャラクターの猫ちゃんの名前を募集するに当たって、雄なのか雌なのかみたいな設定が決まっているかど

うかを教えていただきたいんです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） まず1点目でございますけれども、つくしちゃんファミリーが今までおりましたけれども、今のところは、このつくしちゃんとサブキャラクターでPRに努めていきたいというふうに考えております。また、運用する中で御意見をいただきながら考えていきたいと思いますが、もうシンプルに、つくしちゃんとお友達の猫ちゃんという形で進めていこうかなというふうに今のところは考えております。

2点目、猫ちゃんの性別でございますけれども、性別も設定は今のところございません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 虎鷹象のそばで出会った茶トラネコって、野良猫ですか。何か猫、猫、猫って、あそこ天拝公園のところで猫に餌やったり何やらかんやらして、実際的にね、いいのか悪いのかよく私は知りませんが、だけん、これ野良猫かなと思って。野良猫ちゃんがサブになるんですかねと思いつつ、今ちょっとこうして見ておりました。

○委員長（八尋一男君） ちょっと休憩しましょうかね。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後1時52分

再開 午後1時55分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

高原委員の思いは、思っただけということを書いてありましたけど、やっぱりそういう市民の人がおられるという形を念頭に置きながら、説明されるときには注意をお願いしたいなと思います。

○委員（高原良視君） 今後ですね、市の行政の中で、猫というものが常に出てくるようになるったい。筑紫野市として猫を大事にするとか何か、されるよ、これね。もう大前提に出すとやから、筑紫野市は猫というようなくさ、そんなふうになってしまうというものもあるかもなと思って。私はそう思いますよ。

○委員長（八尋一男君） これはちょっと、亀井課長から。はい、課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 決して何か固定的な……。おっしゃるとおりだと思います。猫ちゃんがサブキャラクターにいるということで、いろんな思いをお持ちの方がいら

っしやると思います。あえてしっかり定めない部分、キャラクター設定の定めない部分、市民の方が自由に想像していただく部分もあってもいいのかなというふうにも思っておりますが、先ほどいただきました御意見を踏まえて、もう少し内部でも説明に当たっての検討を重ねていきたいというふうに思います。御意見ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 1個だけ、ちょっと残念だったと思ったのが、紫が全然ないなと思って、洋服とかに。紫を売るんじゃないかなと思って。まあ、でも今言ってももう決定したからあれなんですけど、そうですね。

それと、あとグッズの作成と活用というのがあるんですけど、何か前、予算のときにこういうのとか、あとほかに、例えば今予定しているものをもう一回教えていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） つくしちゃんの色合いにつきましては、おっしやるとおり紫色は今現在使われていないんですけども、いろんな衣装の、基本はこの色なんですけど、色は色違いじゃないんですけど、そういうふうに活用してっていくのもいいなというふうに思っております。基本の色、この色使いというのが、いろんな色になじみのいい色ということで設定されておりますので、ほかのカラー印刷のときには一番なじみのいい色ではございますけれども、何か単色刷りのもの、紫のチラシだったらもちろん紫色のつくしちゃんでも、紫色の髪飾り、スカートの部分とかいいかなというふうに思いますので、そういうふうなアレンジは利かせていけるかなというふうに考えております。

もう一点、今のところのグッズなんですけども、今例で挙げておりますのが配布用のステッカーでありますとか、あと缶バッジとかちょっとした小物で、あとはLINEスタンプ、それからおっしゃっていただいた備品になりますけども、ぱくぱくするパペット、それから着ぐるみも一応、備品として1体作成の予定でございます。以降、充実していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） その新つくしちゃんのPRですけど、内部は各コミュニティ文化祭に行きますよと。外部に向けても、例えば筑紫野市の特産品をつくしちゃんの着ぐる

みが市役所や県庁に持っていくというPR、対外的なそういったものも考えておられるのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） ありがとうございます。そういった機会があればぜひ、つくしちゃんの着ぐるみも一緒に持って、物とかですね、何かPRができるような機会は捉えていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、グッズの件で。一回太宰府に行ったときに、何でしたっけ、太宰府って何かシャープペンとかボールペンとかに、たびとくんのやつがついているのがすごいわいかったんですね。何かそういう、つくしちゃんのついたボールペンとか、高いのかしら。何かちょっと御検討の、もし可能であれば。意見です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○秘書広報課長（亀井美和君） 中学生にアンケートを取ったときに、やっぱり文房具系の要望とかもございましたので、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質問を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後2時00分

再開 午後2時00分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、所管事務調査に入ります。

議題に入ります前に、宗貞部長より出席職員の御紹介をしていただいた上で、泉佐野市との特産品相互取扱協定について、執行部から説明をお願いします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 続きまして企画政策課のほうから、今委員長からありましたように所管事務調査として、泉佐野市との特産品相互取扱協定について御説明申し上げ

げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

出席職員について紹介させていただきます。

企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願ひします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは課長、お願ひします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、泉佐野市との特産品相互取扱協定について御説明を申し上げます。

資料につきましては、6、企画政策課、泉佐野市との…という資料でございます。

まず1点目、協定締結に至った経過でございます。発端といたしましては、特産品を生かしたまちづくりと地域間交流を推進する泉佐野市から協定締結に係る打診をいただいたというものでございます。この提案を受けまして、具体的な取組の内容を双方で検討した結果、本市の産業振興及び観光振興に寄与することが期待されるものでありましたので、協定締結に至ったというものでございます。

次に2点目、協定の内容でございます。協定につきましては令和6年8月に締結をしておりまして、内容といたしましては、相互の信頼と尊敬を礎とした交流の推進、そして特産品に係る情報発信となっているところでございます。

続きまして3点目、今後、展開を計画している具体的な取組でございます。この取組につきましては、両市が推進を必要とする施策の目的や内容、地理的特性などを踏まえて、次のような取組を検討しているところでございます。

まず1点目でございますが、りんくうタウン内での観光情報の発信、こちらについてはもう既に実施をしているものでございます。関西国際空港への玄関口でございますりんくうタウン、JR西日本と南海電鉄の駅が入っている施設でございますけれども、こちらの中で本市の観光情報を発信いただいているという状況でございます。すみません、写真が少し小そうございますけれども、写真の中ほどにございます紫色の浴衣を着た人物が立っているポスターが、本市の観光のポスターでございます。

続きまして、2点目でございます。大阪・関西万博に合わせた特産品のPRでございま

す。こちらについては検討中の内容でございます。内容といたしましては、大阪・関西万博の開催期間中、万博を訪れる国内外からの旅行客及び関西圏在住者を対象として、りんくうタウン内において本市の特産品のPR、具体的には展示や販売などを計画しておりますが、このような取組を行うというものでございます。こちらについては、詳細を泉佐野市及び本市の商工会等と現在、協議、調整をしているところでございます。このような特産品のPRができるブースなどを、泉佐野市のほうで設置することを今計画されているという状況でございます。

続きまして一番下、米印でございますけれども、この協定に関しまして、泉佐野市からでございますけれども、本市のいきいき商工農フェスタ、現在こちらは観月会と共催をしておりますけれども、このような産業振興に関するイベント等において、特産品のPRをすることができないかというようなお申出をいただいておりますので、こちらについては、現在、観月会の実行委員会と実現可能性を含めて協議、調整を図っているというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

協定に至った経緯のところで、打診が本市のほうにあったって、泉佐野市から。打診っていつぐらいにあったから締結までにかかったのかなというのをお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 打診については、はっきりいつ頃というのは明確には覚えていないんですけど、年度末頃であったかと思います。その後、ウェブでのミーティングであったり、非常に御足労をおかけしておりますけれども、泉佐野市の皆さんに一度こちらにお越しいただいて、事業概要等に係る協議の場なども持たせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 副委員長が私にこそこそ言っていますけど、総務委員会としても視察に行ったんですよね。それとの関係はないのかということをお伺いしたいんですが。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 総務市民委員会の皆さんに視察に赴いていただいたからということが全てかということはないかと思えますけれども、やはり泉佐野市も、特産品を生かしたまちづくりを、福岡県内、九州で取り組んでいる自治体を探されていたということです、議員の皆様方の活動も大きなきっかけの一つにはなったのではないかとこのように考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） はい、ありがとうございます。ほかに質疑ありませんか。
赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 何点か質問させてください。

まず、泉佐野市さん側での発信場所というのが、次の万博も含めてりんくうタウンに限られていると思うんですけど、私も関西に住んでいたとき関空をたまに使っていましたが、りんくうタウンでどれぐらい降りるのかって。例えば空港の中とかではさすがに難しいのかとか、りんくうタウン以外は今後考えていないのかという、その場所のところは今後どうなるのかというのは一点教えていただきたいのと、あとは、今ここに既に貼っていただいているのって、これはJR二日市駅とかにも貼ってある、観光協会とかが作っているやつだと思うんですけど、これはもうずっとこれだけでいくのか。というのも、例えばサイズ感も左のやつに比べてすごく小さくて、何か小さく見えるので、もしこちら、せっかく今回協定があったので、これに向けて何かもうちょっと大きい版を作るとか、何か内容をもうちょっと関西の方に向けて発信するようなものをオリジナルで作るのかみたいなことを、要は更新を検討されているのかどうかという、2点お聞かせください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず場所についてでございますけれども、今回、泉佐野市さんと協議をする中では、いずれの取組もりんくうタウンの中で行うことを計画しているものでございます。りんくうタウンにつきましては、やはり関西国際空港のお膝元ということもございまして、大阪府内でも大阪市に次いで宿泊施設が集積をしている地域だということでございますので、一定の効果が見込めるのではないかと期待をしているところでございます。

ただ一方で、議員おっしゃいましたとおり、情報発信という観点からは、その他の地域も包括的に検討すべきだというふうに捉えておりますので、機会を捉えて、泉佐野市の皆さんに、あちらの地域の実情なども伺いながら、今後の展開というものを検討していきたいというふうに考えております。

次に、2点目のポスターについてでございますけれども、私も、実際展示した写真を頂いて、うちのポスターはちょっと小さかったかなという感想を抱いたところでございます。ただ、このポスターも実はA4の8枚分、A1サイズですので、決してサイズが小さいわけではないんですけれども、他団体の啓発物と並べるという機会があまりございませんでしたので、こういった非常にいい経験になったというふうに捉えているところでございます。

議員がおっしゃるような点もごもっともだと思いますので、今回の経験なども踏まえまして、今後よりよい観光情報の発信の在り方を、まずは観光協会等とも協議、検討してまいりたいと考えております。具体的にいつの時点で変更するとまでは言えませんが、並べたら少し小さいかもしれないというような御意見なども踏まえて、いろいろと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑ありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 両市で結んだ協定書ですかね、協定書自身はどこにあるんですか。私たちには配付はないんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 協定書につきましては、筑紫野市と泉佐野市とで双方で保管をさせていただいているところでございます。協定書の写しも後ほど御用意させていただきたいと考えておりますが、基本的に、2の協定内容の欄に記載をさせていただいている内容が文章としてまとめられているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（上村和男君） いや、協定というと、こうします、こうしてもらいます、こういう締結をしましょうみたいなのは、どこか覚書か何か作ったんですか。まだ作っていない、協議中なの。（「いやいや、協定書ができとっちゃけん、この中に入ってる。協定書ですから」と呼ぶ者あり）入っているはずね。これだけという、「相互の信頼と尊敬を礎とした交流の推進、特産品に係る情報発信」というだけじゃないはずですから。何を目的に、どういうふうにして、どういう手だてを打ってという、それを話し合わないと、他市との話で、ここの話じゃないんですから、ちゃんとしておかないと。視察に行った感覚からい

くと、向こうのほうがとても上手ですからね、そう簡単じゃないので。向こうの狙いもあるでしょうし、こちらの狙いもあって相談したというなら。後で配ってもいいんですけど、今でも配れないんですか。協定についての説明だから、協定書ぐらいは資料に出るんだろうと思っていたけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません、今、協定の本文の資料をコピーしておりますので、もう少々お待ちいただけますでしょうか。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時12分

再開 午後 2 時12分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今、皆様のお手元に、公印を押した原本そのものではございませんけれども、協定書の本文の写しを配付をさせていただいたところでございます。

内容といたしましては、特産品相互取扱協定ということで、福岡県筑紫野市と大阪府泉佐野市は、相互の信頼と尊敬を礎として、これまでの交流をさらに推進し、両市の特産品について、相互の地域から広く情報を発信していくため協定を締結するものとしております。両市はこの締結を新たな出発点とし、互恵の立場に立って、両市間で特産品に関係するあらゆる友好交流に積極的に取り組むことに合意する、このような形で協定を締結させていただいたというものでございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですね。ほかにないですか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） では、これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。（「いや、さっき5分しか休んどらんけんさ」と呼ぶ者あり）分かりました。そしたら、しばらく10分ぐらい休憩しましょうかね。それじゃ、25分から再開いたします。

休憩 午後 2 時15分

再開 午後 2 時24分

○委員長（八尋一男君） 少し定刻前ですが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただき、あわせて出席職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） こんにちは、改めまして。午前中に引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

市民生活部コミュニティ推進課から所管事務報告として、コミュニティセンター整備スケジュールについて御説明をさせていただきます。

コミュニティ推進課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） こんにちは。コミュニティ推進課長の吉田です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお祈いします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） こんにちは。コミュニティ推進課コミュニティ推進担当係長の梅本です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお祈いします。

それでは、説明をお願いします。

課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務報告、コミュニティセンター整備スケジュールについてでございます。

去る6月議会の本委員会において、コミュニティ基本構想、基本計画の見直しについて御報告をさせていただきましたが、コミュニティ運営協議会が設立して10年を迎え、これまで重点施策として、協議会の組織化支援に取り組んでまいりました。全ての協議会において組織化ができたことから、協議会の御意見を伺いながら見直しを進めていく旨、御報告をさせていただいたところでございます。

また、二日市地域において小学校区ごとに協議会を設立するという大きな動きが出てきたことから、筑紫野市といたしましてもそれを支援し、コミュニティ活動拠点施設の整備について検討を進め、また、必要に応じて用地取得も行っていきたい旨をお話をさせていただいたところでございます。

現在は、全ての協議会に実施いたしましたアンケート及びヒアリングの内容を基に、各

協議会の現状や課題の整理を行っておりまして、これから各協議会と最終的な意見交換を行っていきたいと考えております。12月議会において見直し最終案を委員の皆様にお示しいたしまして、パブリックコメントの実施を行いたいというふうに考えております。

それでは、コミュニティセンターの整備スケジュールについて御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。

それぞれの小学校区におけるコミュニティセンター整備のスケジュールをお示ししております。現在、二日市コミュニティ運営協議会において設立準備委員会を立ち上げ、令和8年度に新たな三つのコミュニティ運営協議会を設立する方針で取組が行われていることから、3コミュニティ運営協議会の設立の時期を赤線でお示しをしております。

コミュニティセンター整備の順番につきましては、現在の二日市コミュニティセンターが老朽化していることから、二日市コミュニティセンターの建て替えから行い、完成後に二日市北、天拝の順で整備を進めていく予定としております。二日市小学校区につきましては令和9年度末の完成を目指し、二日市北小学校区では令和11年度末、天拝小学校区は令和13年度末を目指すこととしております。注意書きで記載しておりますが、一番下の注意書きですね、天拝小学校区においては、現在のところ建設適地が見つかっていないことから、目安のスケジュールとしております。

次のページを御覧ください。

二日市コミュニティセンターの建設費につきましては、建設候補地として市が所有しております旧ジャスコ跡地と旧庁舎跡地の2か所で検討を進めてまいりました。二日市地域の自治会長の方々に御意見を伺ったところ、建設地については市に一任するとの御意向を示されました。これを受けまして、市において建設地の検討を行ってきたところでございます。

次のページを御覧ください。

建設候補地の詳細について御説明させていただきます。

旧ジャスコ跡地は面積が3,259.19平米で、二日市小学校までの距離が450メートル、浸水想定区域レベル2に入っており、浸水想定規模は1.6メートルでございます。この浸水想定区域レベル2というのは、1,000年に一度の想定最大規模の大雨洪水により1.6メートル浸水する予測でございます。また、敷地が接する道路は一方通行となっております。

次のページを御覧ください。

旧庁舎跡地は面積が4,812.46平米で、二日市小学校までの距離が160メートル、浸水想定区域レベル2が敷地の一部にかかっており、浸水想定規模は0.5メートルでございます。また、黄色で色づけしておりますが、都市計画道路の計画ラインが一部かかっております。写真には旧庁舎の建物全て写っておりますが、現在は第2・第3別館以外は既に解体が完了しております。土地活用の際には、現存している建物の解体と、消防小屋の移設が必要となってまいります。

次のページを御覧ください。

以上の建設候補地の特徴を踏まえ、建設地選定判断基準に基づき、選定の検討を行ってまいりました。1点目が、駐車場スペースをある程度確保する必要があることから、敷地面積は4,000平米以上あることが望ましいこと。2点目が、コミュニティセンターの新しい機能として、子どもの居場所づくり、学校との連携が求められることから、小学校から近い場所が望ましいこと。3点目に、コミュニティセンターは避難所となることから、災害の影響を受けにくい位置が望ましいこと。

この3点を判定基準として、次のページを御覧いただければと思いますが、建設候補地を比較した結果、旧庁舎跡地をコミュニティセンターの建設地とすることに決定したところでございます。なお、自治会長の方々には、今御説明申し上げました検討内容を説明した上で、建設地を旧庁舎跡地にする旨の報告を行い、御了解をいただいたところでございます。

また、二日市北小学校区におきましては、自治会長の方々の意見を伺ったところ、福岡県が所有します教職員住宅跡地を建設地として希望する旨の御意見でありましたので、現在、福岡県と協議を行っているところでございます。

天拝小学校区につきましては、先ほど申し上げましたが、現在、建設適地が見つからないことから、今後、適地の選定に向け、土地利用の動向を注視してまいりたいと思います。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 今、整備スケジュールをずっと見させていただいているんですが、今、二日市のコミュニティの分で、一つのコミュニティで活動されていますよね。それで

今から見ると、令和13年まで最後は、これは早くてという意味なんです、もう6年も7年もかかりますよね。その中で7年終わって、3コミュニティは8年の初めに設立がされるって、どこで活動されるんですかね。その中で二つのコミュニティが分け合い分け合いしながらといったら、もう中がぐちゃぐちゃになる。

私は、出来上がったときでそれぞれのコミュニティ、基本的な考え方はできとつても、出来上がったときにコミュニティの協議会が設立されても、私はいんじゃないかなろうかと。それまでは、初めは三つ、今度は二日市小学校ができた次は二つ、全部できたときに三つというふうな分じゃなからんと、非常に縄張り争いで、コミュニティ運営協議会ってすぐいかんちゃんいかなというの、私はそういうふうに見ながら思いました。いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今、高原議員の御質問は当然の内容だと思います。当初、この二日市コミュニティ運営協議会においてそちらの議論も行われております。当初は1年で立ち上げようかという御意見もありましたが、地域の役員の方々の意見を聞くと、やはり1年じゃ難しかろうという話でした。

このコミュニティセンターの整備スケジュールについても、いろんな御意見があったんですけれども、コミュニティセンターができてから正式に三つのコミュニティ運営協議会を立ち上げるというようなところでいくと、非常に年数もかかるということで、今、二日市コミュニティ運営協議会のほうで、この三つに新しい協議会を設立していこうという機運が非常に高まっていますので、この高まった機運をそのまま三つに、新しい協議会を立ち上げて運営をやっていこうという、そういった思いを皆様から御意見をいただいておりますので、市のほうといたしましてはそちらの方向で支援をしていきたいというふうに考えておりますので、委員がおっしゃられるとおり、できたけれども拠点施設がないという状況の中で、現在の二日市コミュニティセンターの中で三つの協議会が活動できるような形で、市のほうといたしましては支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 非常に、お話の中ではそれで都合よくたい。まあ、7年もやっていたら役員さんみんな替わるもんな。いや、本当よ。実質的に、あなたたちも今まで経験されてきてね、こういうことで都合よくいくかなというの、私は非常に疑問を持ちます。

地域の中で対立を生んだりとか内部抗争とか、非常に難しい。今まで二日市コミュニティセンター、狭い中でさ、しょうやない。それは今の役員さんはそういうふうにして思っているかもしれんけど、多分、あと今度がちょうど切替え時期かな、来年4月ぐらいでね。そういう中でさ、都合よくいくのかなと思って。区長さんがずっと替わっていく、ちょうど来年4月が2年か何かの切替え時期でしょう、多分。非常に心配をしております。

それと、こっちの三つのコミュニティの立ち上げの分、この分の、建設の補助とか土地の購入の部分については、どのように考えておられるんですかね。単費なの、補助なの、何の補助をもらえるのという部分で、これはいかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） このコミュニティセンター整備費に係ります費用につきましては、国の社会資本整備総合交付金という国庫補助を使いまして整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、補助の割合としては100分の40というふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（高原良視君） これ、航空騒音の対象区域やろ。航空騒音のほうが補助率がまだ高いよね。共同利用施設とかできとうやない。あれは航空騒音やろが。そんなのまだ、だって4割ちゃ、4割が4割来ないという部分もありましようが、土地も建物も両方で4割。それとも建設費だけ。土地の分はどういうふうになるのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 新たに用地を取得する際には、そちらの費用も補助の対象となってまいります。ただし今回は、市がもともと所有している土地になりますので、建設費のみという形になってこようかと思えます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） そしたら、市のほうになるのか、公社のほうに移せばいいのか、そういうものも含めて当然ながら検討もされるんでしょうが、あのジャスコ跡地は非常に人口も多いところですが、非常に危ないとかいう表現の仕方もされておりますが、本当はあそこに、今の旧庁舎よりもジャスコ跡地で利用したら、商店街の活用にもなるんじゃないかなというふうに私は思います。

要するに人が集う場所に施設を造れば、図書館であったりコミュニティでもいいですが、大きく利用される人、そこをすると商店街の活用になる。ただ単に商店街の駐車場とか、ああいうのを使っても何もならない。それは企業のお手伝いをしているだけのことであって、私は人が集うところが、あのジャスコ跡地の分で活用されれば、それが商店街に寄っていかうとか、そういうものになるんじゃないかろうかというふうに私は思います。ジャスコ跡地を処分しようって何にするかって、それはもうマンションが一番高かけんちゅってマンションにする、そういうものじゃなくてね、やっぱり人が集うようにすると、集えば、商店街のお客さんも増えるんじゃないかろうかというふうに、私のこれは意見です。

○委員長（八尋一男君） はい、それは意見としてお含みおきください。ほかに。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 地元なので、いろんなお声を聞いているのでちょっと悩むんですけど、今、高原議員おっしゃったみたいに、やっぱり商店街の人の意見としては、ジャスコ跡地がすごい多いんですよ。今、高原議員がおっしゃってくださったように、にぎわいをという思いですね。ただ、やっぱり21行政区が二日市コミュニティにあって、そのうち二日市小学校の行政区のほとんどが旧庁舎のほうに近い行政区なもんだから、今回は市に一任しますということだったと思うんですけど、区長さんの中にも、やはり皆さん近いところがいいというのが多いというのは聞いてはいたんですね。

で、旧庁舎に一応決定しましたという、今御報告あったんですけど、例えばその3地区とか本町の人が、旧庁舎跡地が二日市コミュニティになったときに、高架下ですね、JRの、あそこがすごい水がかかるんですよ。その水害の避難所になったときにどんなふうにして、新しいコミュニティセンターに行く道筋がちょっと心配だなというのが一つ、ずっとありました。今、鷺田川のほうもいろんな調査をされているので、そこがそれまでに改善されればいいとは思いますが、そのような検討ってやっぱりなさったとは思いますが、どうでしょうか。それまでにならんやったらとか、ちょっと心配します。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 自治会長さんたちの意見交換の中でも、そういった話は出ました。やはりジャスコ跡地を希望される方については、旧庁舎跡地になったらあそこのアンダーがくぐれないから避難できないじゃないかと。逆に旧庁舎側の方からすると、ジャスコ跡地になったらアンダーがくぐれないからできないじゃないかというように話が出まして、最終的には市のほうで何らか、避難所に避難できるルートというのを

きちっと検討した上で、整備を進めてほしいという御意見もいただいているところでございます。

今回、どうしても二日市小学校区の自治会長さんたちの中でこの議論をどんどん進めていってヒートアップするときに、今後一緒にコミュニティ運営協議会を運営していかないといけない一緒の同志であるにもかかわらず、ここでわだかまりをつくりたくないというのが自治会長さんたちの本音というところで、市のほうに一任するというところで御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員はないですか。

○委員（赤司祥一君） ちょっと似たようなところでもあるんですけど、ここの旧市庁舎跡地の前の道路って、ずっと慢性的に二日市八幡宮の交差点に向けて渋滞があって、今、何も無い状態でもやっぱり、しょっちゅう通るんですけど結構車が多い中で、ここにまた施設ができてさらに渋滞が加速すると、どこですかね、5号線に向かうT字路のところの信号の問題とか、結構いろいろ、渋滞問題って結構大変になるんじゃないかなと思って。何かその辺りの話って出たりしているんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 地域の方から、そういった懸念の心配はちょっと上がってはおります。実際に次田であるとか大坪のあたりの方から、そういったところはどうなるんだろうかという御意見はいただいております。しかしながら、以前市役所があった場所でもありますので、そのときに交通渋滞を起こして全く車が通れない状態だったかという、そこまではなかったのかなということで、今回コミュニティセンターになりますけども、コミュニティセンターの今後の利用者の数というのは、まだ旧庁舎の市役所のと時の利用者と比べてどうなのかという分析まではしておりませんが、そこまでの大きな影響はないのではなかろうかというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 旧庁舎跡地になった場合のところで、現存している建物の解体というのが、消防団とか元建設部があったところ、そうなったとき、団のあれはどこに行くとかいうのはあるんでしょうか。壊すだけ壊したら……。

○委員長（八尋一男君） もう検討されとるでしょう。はい、課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 当然そういった疑問が出るかと思しますので、今の基本路線としては、やはり既存の消防小屋をどちらかに移して、それから解体をするというようなことで考えさせていただこうかなと思っております。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） やっぱり、高原議員が言われたのがとても心配なんです。さっきの説明の中でも、今まで、今ワーワーワーやりよったら将来一緒にやらないかのが難しくなるから控えておこうみたいに遠慮しているわけでしょう。そうすると、新しいコミュニティ運営協議会が三つできて、その三つが1か所にずっと同居しなきゃいけないんですよ。いつまでこれになるのかなというと、令和11年まで一緒になるちゅうことでしよう、これ。そして最後的にはこの令和13年か、もうほとんど生きとらんばってんくさ。

本当にこの時期に議論をして、分かり合って、まあ控えておこうちゅってね、私と高原さんでワーワー言うても控えるときがありますが、そういうことが、お互いに付度し合うとか分かり合うみたいなまでには相当時間がかかるもので、新しいコミュニティの役員の人ができるからですよ、そういうことがやれるじゃろうかというね。その点は本当に、どういうふうに合意形成を図っていくのかね、とても私は至難の業だなというね。

まあ起こってもいいやというふうに、起こったら起こったときということなのか。起こる前にどういう点を気をつけておけばいいかちゅうふうなことはね、十分に内部で協議をして備えておかないと、必ず起こりますよ。夫婦でも起こるっちゃけんがね。もう夫婦、1年したら離婚するやろが。1年、2年、3年、4年、もう4年間ですからね、もう嫌だと言って、約束したことなんてもうできるかと言いかねないのでね。そういう点、もう一度本当に、まだ時間はありますから、十分考えてまいりますぐらい言ってくれないと、大丈夫というのが本当に心配なんです。

私はもう生きていないと思しますので大丈夫ですけど、高原さんはまだ生きているかもしれんけんね、責任問われるぜ。お互いにね、こういうふうな計画を推進していくことになれば、山本さんとか赤司さんは責任を取って指を……。ああ、指を詰めることはないが、辞表を持ってこいというふうな騒動になりかねないと思っておりますよ。コミュニティをきちっとしていこうというのは悪くはないんですけど、悪くはないけど、この合意形成をしてずっと進めていくのは至難の業だと思いますので。もう一度、決意も込めてしゃべってくれます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今、非常に貴重な御意見をいただきましたので、私どもとしては、やはり地域の意向を大事にしたいと。今非常に、三つ新たな協議会を立ち上げて進んでいこうという機運が高まっている中で、その意思を私たちは尊重し、支援をしていくというふうに考えております。先ほど言いました、同じコミュニティの中でそういう不仲な状態にならないとか、そういったところも含めて、私たちがきっちり間に入って調整を図っていくというところが私どもの役割であろうと思っておりますので、この令和13年までに、きれいに三つのコミュニティがそれぞれの活動拠点で活動できるまで、市のほうは真摯に向き合って、このコミュニティ施策を進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員（高原良視君） ちょっといいですか。

○委員長（八尋一男君） 関連。

○委員（高原良視君） ちょっとだけ。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） この場所決定ちゅうのはさ、部で決定するんじゃないけんね。これはもう市長の意向やけんね、市長の考え方。だけん企画やら財政的なものから含めて全体的な検討をするとやから、その資料を当然ながらね、いろいろ地域のコミュニティの運営協議会の意向を上司に報告しながらということでしょうが、最終的な、もうずっと長年の懸案事項である庁舎、ジャスコ跡地、それをどうするかというものの最終的なこれは決定なんですね、市長として。任期からすると、もう当然、建設のとき入るか入らんかよく分かりませんが、やっぱりそういう長年のジャスコ跡地の問題も含めて、やはりコミュニティ運営協議会だけでこうしたいとかあしたいとかいう場所の決定というよりも、これは最終的に筑紫野市がどうするかという市長の決定の分やもんね。

だけん、そここのところも含めて、やっぱり商店街の問題もあろうし、長年の懸案のね、もう商店街がシャッター街になってね、それをどうしようかというような問題も含めて、併せた問題として、やはり市全体としてね、あなたたち担当部署というんじゃなくて、市全体としてしっかりここを考えて行ってほしいなと。もうこれしたら、後できんけんね。もうあなたたちが生きとう間、新しいのはできないから。だけん、やっぱりそここのところまで含めて考えて決めて行ってほしいな、市の方針として出してほしいなという思いがあります。

どうぞ。ごめんなさい。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 本当にそうですね。ジャスコ跡地が、じゃ、どうなるのという問題が、絶対市民の方もおっしゃると思うので、今高原委員おっしゃってくださったように、市の大事な、ずっとですね、特に二日市コミュニティの中にある二つの市有地でありますので、もしあそこに例えばマンションとかできたらですよ、二日市小学校はただでさえ今もう増設の設計をしているぐらいなんですよね。あそこに本当にマンションが来てしまったら、商店街の機能も心配されますし、今やっているような夜市であるとか、あれも通行止めとかが多分難しくなると思うんですよね。ぜひ、今高原委員おっしゃったみたいに、全体的な取組でお願いしたいなと思います。

それと細かいところなんですけど、タブレットの4ページですね、旧庁舎のところ、さっきちょっと赤司委員もおっしゃったんですけど、旧庁舎のところの歩道があるじゃないですか。あそこが物すごい狭いんですよね。例えばこの市の市有地をもう少し引っ込ませて、歩く人たち、あそこですね、もうみんな御存じとは思いますが、自転車も危ないんですよね、車道を通ったら。怖いから歩道を自転車で行かざるを得ない、危険を感じるんです。もう少し市の市有地を引っ込ませて歩道を広くするとか、そういうような検討というのはあるのですか。ちょっと心配します。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今後の整備計画の中でそういったことは検討していかないといけないと思いますし、この旧庁舎跡地の前にバス停もありますので、各種バスも止まるような非常に利便性のいい場所にあります。そういったところも考えまして、将来的にここにバスカットといいますか、そういったものもできるのかも含めて、整備計画で十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、先ほどいただいた御答弁に関してなんですけど、地元ばかりで恐縮なんですけど、旧市庁舎跡地の前の渋滞問題で、これが大丈夫なんじゃないかとおっしゃった理由が、もともと市役所があったとき大丈夫だったからというのがちょっと不安で。というのも、私もしょっちゅう、ここは地元なので通っているんですけど、今何もない状態でも、当時近いぐらい、結構渋滞する時間帯が多くてですね。

というのも、あのときから比べると、今はもうJR二日市駅の西口に、西東にマンショ

ンがぼんぼん建って、当時よりも500室ぐらいは多分増えているんですよね。それがあ
るので、多分できたら、もっと当時よりひどくなるんじゃないかなと私は思っているのと、
あとは、ちょうどこの建設期間になる令和8年から9年って二日市小学校の増築工事も行
われて、工事車両が通ったりとか、確実に前よりはひどくなるんじゃないかなと、個人的
にそう思っています。

なので、前と同じぐらいだから大丈夫だろうというのじゃなくて、例えばT字路のどこ
ろに、二日市小に向かう側で言うと右折レーンを何とか造れないかとかですね、あと、逆
方向だったら迂回路をどこか造るとか、案内板を出すとか。結局、湯町のリンガーハット
とかセブンイレブンのところからもずっと入ってきて、あそこを通っていく人がすごく多
いので、抜け道を造るとか、本当は無理かもしれないですけど、個人的には西口と東口の
下を掘って、何かアンダーパスみたいに車を通してみたいなのをすれば、あそこから車が、
あっちから抜けられるようになるんじゃないかとか、西と東をつなぐという話も同時に達
成できるしとかですね、何かそういう、もうちょっと大きな検討もいろいろとしていただ
けたらなと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長、コメントは。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） はい、分かりました。以前の旧庁舎とか市役所
だった状況とは、もう年数も結構経過しておりますので、周りの状況も変わっております
ので、そういったところの現在の状況も踏まえながら、その辺りも検討してまいりたいと
思います。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 全くみんなと重なるんですけど、ジャスコ跡地をどうするかちゅ
うだけじゃなくして、筑紫野市のまちづくりをどういうふうに進めていくのかと。中心市
街地活性化ちゅうと、もう中央通りばかり言っていますから、街道もあるばい、原田もあ
るばいちゅう議論もあるぐらいですから、そうすると中心市街地だけじゃなくて、筑紫野
市全体をどういうふうデザインしていくのかというね。あなたたちでは難しいでしょう。

そういうのを含めた、高原さんが言っていたとおりのことをきちっと説明できるように
しないと、第七次総合計画だとか都市計画だとかね、公共交通の整備だとか、そういうこ
とと全て関連してくることになっていくので、「バス停がここにありますが」という、
「それやけん何や」と言われかねないですよ。あなたたちがね、「ここにはバス停があ

りますから」「それやけん何ね」ちゅってね。そこをバスを通すということをあなたたちが計画するわけにいかないでしょう。そうすると、西鉄だとかコミュニティバスだとかいろんな公共交通をどうするかという、そういう計画と併せながらしなきゃいけないので。不幸にして時間はかかるんですけど、幸いにも時間がありますので、そういうことと重ね合わせて、ちゃんと提起しないと。

それはコミュニティセンターを整備するスケジュール計画案を提出するのはあなたたちでいいですけど、それはまちづくりの一部にすぎなくて、そういうものとしてやらないと、これからいっぱい出てきたら答えられなくなりますので。市全体としてのそういう計画と推進体制をつくらないと、私は議論に耐えられないだろうなど。これから大分ありますからね、そういう意見は、話は持ち帰っていただいて、十分検討していただければと思います。コミュニティセンターを整備するスケジュールなどというのはその一部にすぎないので、場合によってはみんな吹っ飛んでしまうかもしれないのでね。よろしくお願いしますよ。

○委員長（八尋一男君） それは部長が承ってもらおうと……。はい、部長。

○市民生活部長（杉村真子君） このコミュニティセンターの整備につきましては、もちろん所管課、担当課と調整も図りながら、一つ一つ部長会で論議をしまして、庁議にもかけて、全体の筑紫野市の今後の取り組む問題として共有をさせていただいて、論議をさせていただいているところでございます。またいろいろ、今日お聞かせいただいたことについても、しっかりと今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 三つのコミュニティを一つの場所で動かす、6年間大体続くということで、先ほど課長の熱い思いは伝わったんですけども、実際、今現在20名で運営しているコミュニティを仮定して、一気に60名、スタッフまでそろえて最低でも60名、ここで6年間動かしていくと。60から40になって20になってって、そこではやっぱり冷静なマネジメントって、本当に情熱だけでいけるという部分なのか、それとも物理的なものが足りない、人的なものが足りないという問題が出てくると思うんですけども、そこら辺の部分についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 考え方はいろいろあるかもしれませんが、もし

同じ場所で、もともと同じコミュニティ運営協議会でやっていた人たちが、新たに三つを立ち上げたときに、その場に、同じ場所にいるということは、一つメリットもあるかなと思います。同じ活動をしていく中で、お隣はどういうふうに行っているのかなというのがすぐ情報が共有しやすいという部分もありますし、連携もしやすいという部分も、一部ではメリットがあるかなと思いますので、そういったことも地域の方からもお話を伺っております。なので、同じ場所で活動することは悪いことではない、いいこともあるんだよというような話も聞いておりますので、その辺りは私たちも地域の御意見に耳を傾けて、そういう方法もあるんだなということで認識しております。

以上であります。

○委員長（八尋一男君） はい、ありがとうございます。我々としては不安があるからいろいろ意見を言わせてもらっているものでね、そのところを酌み取っていただいて、うまくいくような施策を行っていただきたいと思います。

以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

協議会に入る前に、行政視察を諮るということがございますので、私のほうから読み上げます。

次に、総務市民常任委員会の行政視察の件を議題といたします。

本委員会では、所管事務に係る調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと思います。

視察市と目的は、①埼玉県久喜市、第3次久喜市情報化推進計画について、②茨城県境町、ふるさと納税の取組について、③茨城県結城市、ふるさと納税の取組について。

視察日は、令和6年10月21日から23日までの3日間。

視察に参加する委員は7名。

視察に伴う経費は予算の範囲内。

以上の内容で議長へ視察派遣承認要求を行うこととし、その他の委員派遣に伴う諸手続については、正副委員長に御一任願いたいと思います。

なお、相手先の都合等により日程、視察先を変更する必要がある場合の手続についても、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） よって、本委員会の閉会中、行政視察を実施することを決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3 時02分